

第2期 岡崎市障がい福祉計画

【平成21~23年度】



岡崎市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置づけと期間	1
第3節 法制度の動向	3
1 障害者自立支援法の施行前の動向	3
2 障害者自立支援法の導入	5
3 障害者自立支援法施行後の本市の状況	8
4 障害者自立支援法施行後の国・県の動向	10
第2章 障がい者手帳保持者数の推計	13
第3章 計画の基本方針	15
第1節 自己選択・自己決定ができる環境づくり	15
第2節 市を主体とする3障がい共通の多面的なサービスの提供	15
第3節 地域生活移行の推進と就労支援の強化	15
第4章 地域生活移行と就労支援の数値目標	16
第1節 「福祉施設入所者の地域生活移行」の目標	16
第2節 「入院中の精神障がい者の地域生活移行」の目標	17
第3節 「福祉施設から一般就労への移行」の目標	17
第5章 サービス量の見込みと提供体制の確保策	19
第1節 サービス量の見込みの全体像	19
第2節 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策	24
1 在宅生活への支援	24
(1) 訪問系介護給付4サービス(介)	24
(2) 移動支援事業(地)	26
(3) 短期入所(介)	27
(4) 相談支援(自・地)	28
(5) 補装具費の支給(自)	29
(6) 日常生活用具給付費支給事業(地)	29
(7) コミュニケーション支援事業(地)	30

(8) 自立支援医療(自)	31
(9) 訪問入浴(地)	32
(10) タクシー料金助成事業(地)	33
(11) その他の在宅生活支援(地)	33
2 日中活動への支援	34
(1) 介護・見守りサービス	34
生活介護・療養介護(介)	34
児童デイサービス(介)	36
日中一時支援事業(地)	37
障がい児サマースクール事業(地)	38
(2) 生活自立に向けたリハビリテーションサービス(訓)	39
(3) 就労訓練・福祉的就労サービス	41
就労移行支援・就労継続支援(訓)	41
地域活動支援センター事業(地)	43
(4) 旧法に基づく日中活動支援サービス	45
(5) その他の日中活動支援(地)	45
3 居住の場への支援	46
(1) 施設入所支援(介)	46
(2) 共同生活援助(訓)・共同生活介護(介)	46
(3) 旧法に基づく施設入所サービス	48
(4) その他の居住の場への支援(地)	48

第6章 円滑な推進に向けた方策49

第1節 適切な障がい程度区分認定の実施	49
第2節 低所得者に配慮した利用者負担のしくみづくり	49
第3節 地域自立支援協議会の円滑な運営	50
第4節 計画達成状況の点検・評価、進行管理体制の確立	51

参考資料52

1 西三河南部圏域の目標値	52
2 計画策定の経過	53
3 委員名簿	54

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の目的

本市では、平成19年3月に第1期岡崎市障がい福祉計画を策定し、障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業を必要とする市民が適切にこれらのサービスを受け、安心して地域で暮らしていけるよう、提供体制の確保とサービスのコーディネートに努めてきました。

平成18年4月に施行された障害者自立支援法は、障がいの種別にかかわりのない共通のサービスの実施、就労支援の抜本強化、国の財政負担責任の明確化など、障がい者施策の大きな前進を図るものですが、利用者負担にかかる応能負担から応益負担への移行、出来高払いや福祉人材の不足等に伴う通所・入所系サービス事業者の経営環境の悪化、入所・入院から地域生活へ移行するための支援サービス基盤の供給不足など、問題点もクローズアップされ、平成21年度中にこれらの課題をふまえた法改正が行われる見込みです。

第2期岡崎市障がい福祉計画は、こうした障害者自立支援法施行後の政策課題やサービスの実施状況を検証するとともに、市民の現在、将来にわたるサービス利用ニーズ等をふまえ、誰もが地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていくための具体的な数値目標とその達成方策を明らかにするために策定するものです。

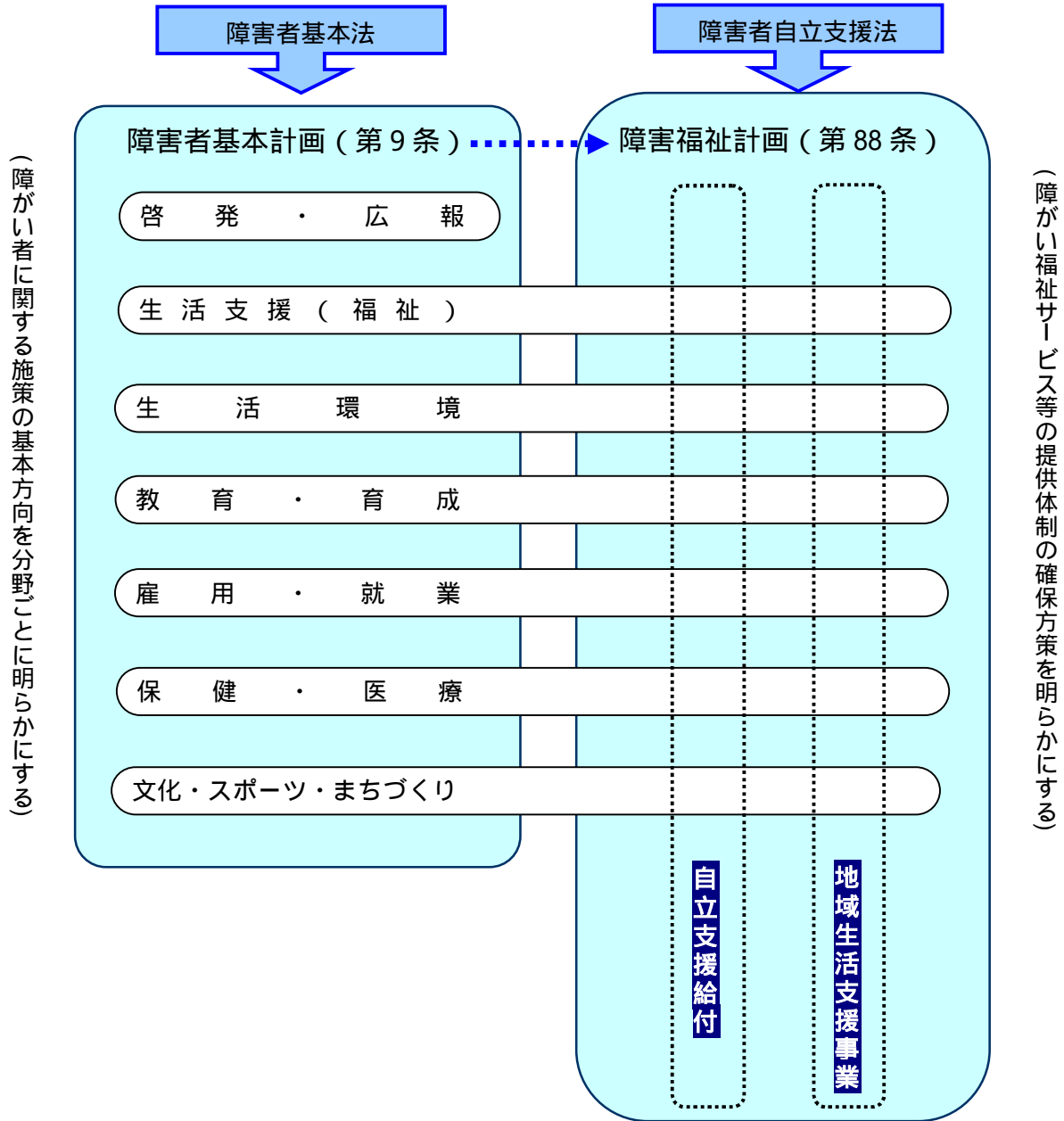
第2節 計画の位置づけと期間

障害者自立支援法は、他の障がい者関連法とあいまって、障がい者がその有する能力・適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスの給付やその他の支援を行い、障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

第2期岡崎市障がい福祉計画は、この障害者自立支援法の目的に即して、障害者自立支援法第88条に基づいて策定される計画であり、計画期間は平成21～23年度とします。

策定にあたり、本市の障がい者施策の基本的方向を定める「第3次岡崎市障がい者基本計画」や、本市の最上位計画である「第6次岡崎市総合計画」、上位・関連計画である「第2期愛知県障がい福祉計画」、「愛知県工賃倍増5か年計画」等との整合・調整を図っています。

障がい者基本計画と障がい福祉計画の関係



計画の期間

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
愛知県	障がい福祉計画	---	第1期	→	→	→	→	→	→	→	→
	工賃倍増5か年計画										
岡崎市	総合計画基本構想	---	---	改定	→	→	→	→	→	→	32年度まで
	総合計画基本計画	5次総	---	→	→	→	→	→	→	→	→
	障がい者基本計画	---	第2次	→	→	→	→	→	→	→	→
	障がい福祉計画	---	第1期	→	→	第2期	→	→	第3期	→	→

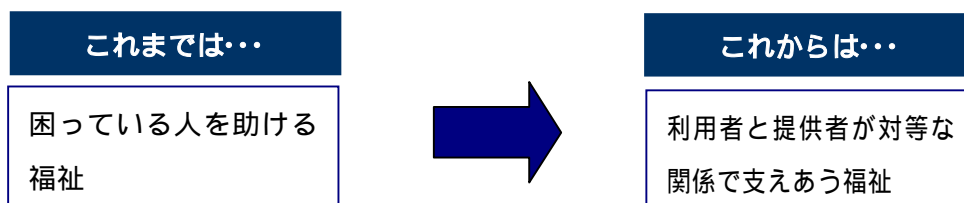
第3節 法制度の動向

1 障害者自立支援法の施行前の動向

現在、わが国では、「社会福祉基礎構造改革」が進められています。

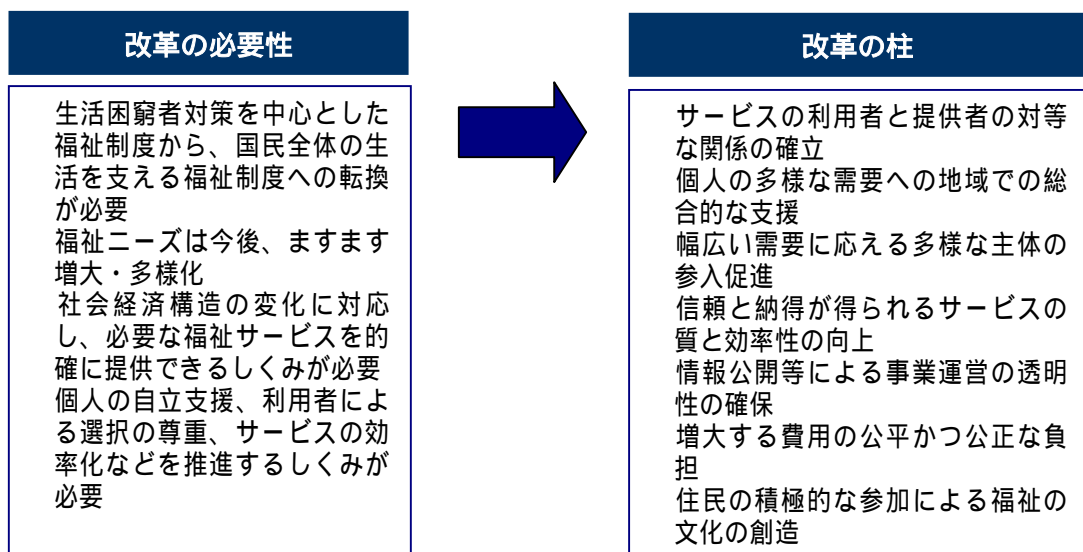
「社会福祉基礎構造改革」とは、もともと戦後の生活困窮者の保護、救済策としてスタートしたわが国の福祉制度を、今日の福祉ニーズの変化に対応した制度に改革していくというもので、「困っている人を助ける福祉」中心のあり方から「福祉ニーズをもつ人と福祉の提供主体が対等な関係で支えあう福祉」中心のあり方への転換を意味します。

社会福祉基礎構造改革がめざす姿



制度的には、昭和26年に制定された「社会福祉事業法」が平成12年に「社会福祉法」に改正され、「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「児童福祉法」など関係法もあわせて改正されました。

社会福祉基礎構造改革の概要



そのことにより、利用者の立場に立った福祉サービスの提供のために、「行政がサービス内容を決定し給付する措置制度」から「利用者が事業者との対等な関係に基づきサービスを選択する利用制度」への移行が進められ、具体的には、平成15年度から身体障がい者、知的障がい者、障がい児を対象に、「支援費制度」が導入されました。また、精神障がい者保健福祉サービスも、「できるだけ身近な地域でサービスを提供する」という「地方分権」の流れにより、平成14年度から、都道府県主体のサービス提供から市町村主体に移行しました。

さらに、「社会福祉法」改正で、公的福祉サービスの提供が一般企業やNPOなどにも認められるようになり、岡崎市内でも社会福祉法人、医療法人、株式会社・有限会社、NPO法人が障がい者への福祉サービスを提供するほど、サービス提供主体が拡充・多様化しています。

支援費制度のサービス

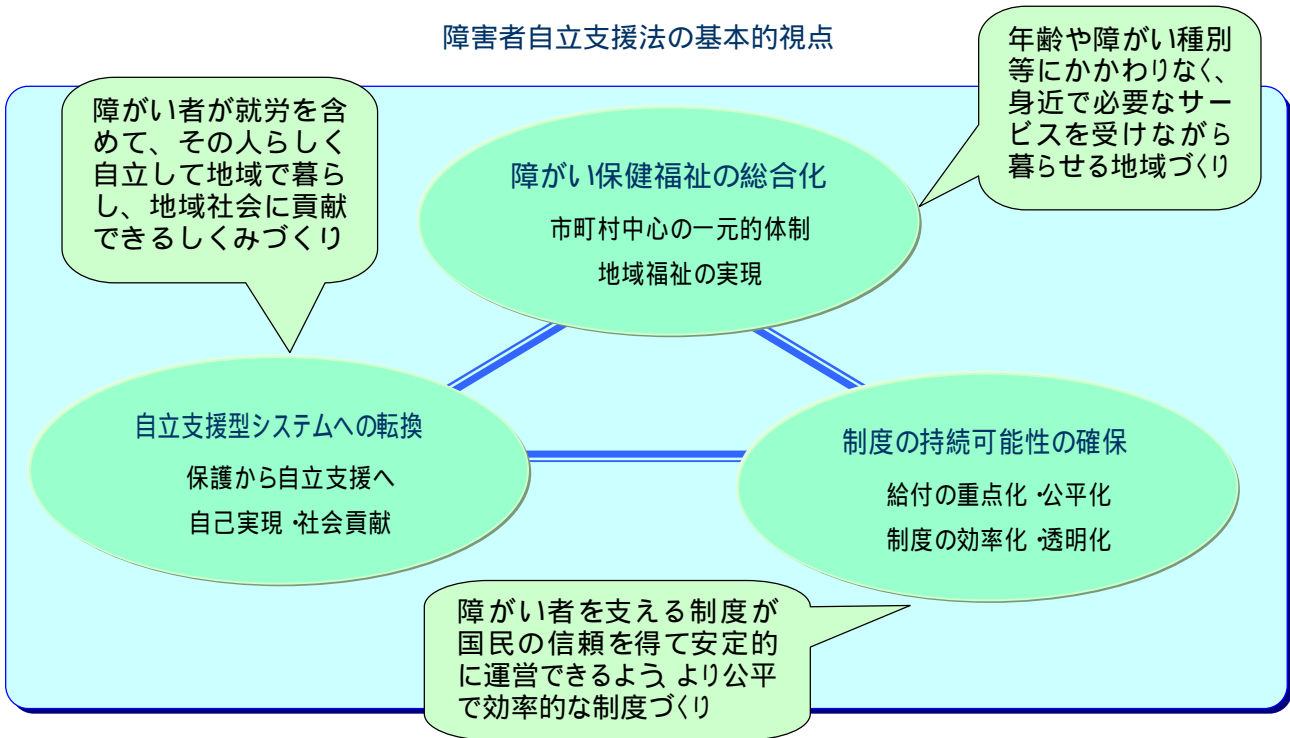
	身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	児童福祉法(障がい児)
支援費制度の施設サービス	更生施設	更生施設	
	療護施設		
	利用者20人以上の授産施設	利用者20人以上の授産施設	
		通勤寮 国立コロニー	
支援費制度の居宅サービス	居宅介護(ホームヘルプ/ガイドヘルプ)	居宅介護(ホームヘルプ/ガイドヘルプ)	居宅介護(ホームヘルプ/ガイドヘルプ)
	デイサービス	デイサービス	デイサービス
	ショートステイ	ショートステイ	ショートステイ
		グループホーム	
支援費制度外のサービス(例)	利用者20人未満の授産施設	利用者20人未満の授産施設	
	身体障がい者福祉ホーム	知的障がい者福祉ホーム	
	身体障がい者福祉センター		肢体不自由児施設 盲ろうあ児施設 知的障がい児施設 知的障がい児通園施設 重症心身障がい児施設
	日常生活用具の給付	日常生活用具の給付	日常生活用具の給付
	補装具の交付		
	更生医療の給付		育成医療の給付

平成15年前後のこうした制度改正により、障がい者の福祉サービスの利用は大幅に拡大しました。しかし、当時、支援費制度については、精神障がい者が対象外、サービスの地域間格差、就労の場として普及している「作業所」が法制度外、国の財政負担が「義務」でないため、毎年度の予算状況により財源不足を生じるといった問題もあり、中核的な障がい者保健福祉制度としては十分な機能を果たしていないと指摘されていました。

2 障害者自立支援法の導入

平成17年10月、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、障害者自立支援法が成立し、平成18年4月から一部施行、同10月から本格施行されました。

これは、「障害者基本法」を上位法に、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「児童福祉法（一部）」という4つの個別法のうち、サービス給付に関する部分を一元化し、障がい保健福祉の総合化や自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保をめざすものです。



資料：「今後の障害者保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」（平成16年10月厚生労働省）






障害者基本法と障害者自立支援法の関係

障害者基本法 (障がい者の自立と社会参加を支援する基本理念や基本的事項を規定)			
障害者自立支援法 (障がい種別にかかわらずの共通の給付等に関する事項を規定)			
身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	精神保健福祉法	児童福祉法
身体障がい者の定義 福祉の措置 等	福祉の措置 等	精神障がい者の定義 措置入院等 等	児童の定義 福祉の措置 等

「障害者自立支援法」では、これまでの障がい者福祉サービスに関する制度の課題をふまえ、「国の負担責任が明確化されるとともに、利用者も応分の費用を負担」し、

- 「市町村を主体に、3障がい共通の客観的なルール、プロセスでサービスが提供され、」
- 「就労支援を強化し、在宅移行を一層進める」ことをうたっています。

「障害者自立支援法」による改革

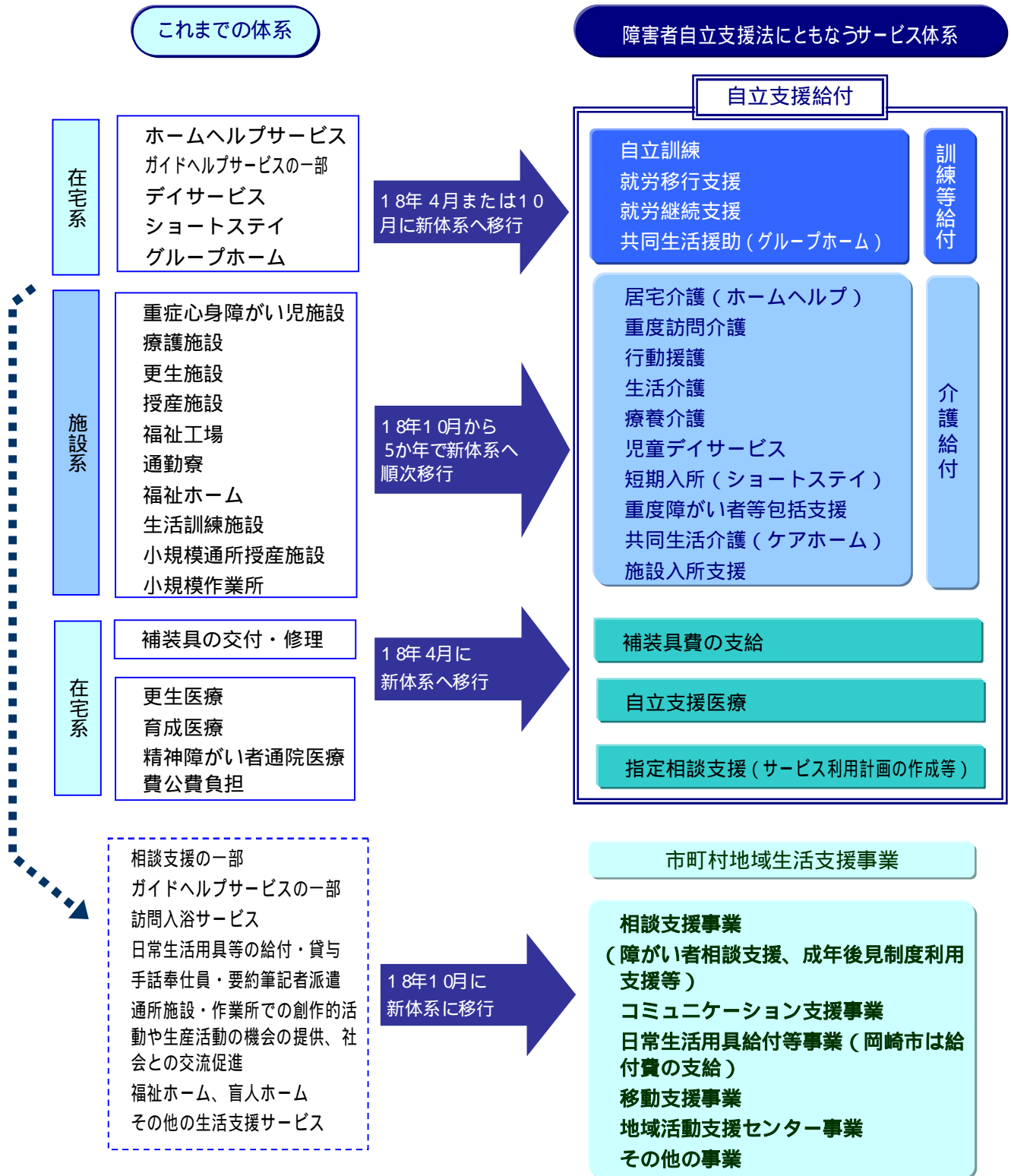
これまでの制度の問題点		障害者自立支援法による改革
(1) 障がい者施策の一元化を図る必要性。 ・ 3障がいの制度体系が分かれ、格差がある。 ・ 精神障がい者は支援費制度の対象外。 ・ 実施主体が都道府県、市町村に二分化。		3障がいの制度格差を解消し、精神障がい者を対象に。 市町村に実施体制を一元化し、都道府県はこれをバックアップ。
(2) 利用者本位のサービス体系に再編する必要性。 ・ 障がい種別ごとに複雑な施設・事業体系である。 ・ 入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態がかけ離れている。		33種類の施設体系を6つの事業(生活介護・療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・施設入所支援)に再区分。 日中活動の場と生活の場を分離し、地域と交わる暮らしの拡大。 NPOなど多様な社会資源を活用する。
(3) 就労支援の抜本的強化を図る必要性。 ・ 養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所し、自立生活への移行につなげていない状況にある。 ・ 就労を理由とする施設退所者は1%と極めて少ない。		新たな就労支援事業(就労移行支援・就労継続支援)を創設。 雇用施策との連携を強化(ハローワークが個々の障がい者の就労支援計画を作成)。
(4) 支給決定のルール、プロセスを透明化、明確化する必要性。 ・ 支援の必要度を判定する客観的基準がない。 ・ 支給決定のプロセスが不明確である。		支援の必要度に関する客観的な尺度(障がい程度区分)を創設。 市町村審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化。
(5) 安定的な財源の確保を図る必要性。 ・ 今後も新規利用者は急増する見込みである。 ・ 国の費用負担のしくみが毎年の予算折衝の影響を受け、不確実である。		国が費用の1/2を義務的に負担することで負担責任の明確化。 利用者も応分の費用を負担し、みんなで支えるしくみに。

資料：厚生労働省

障害者自立支援法に基づくサービスは、国・都道府県・市町村が義務的に費用を負担する「自立支援給付」(介護給付、訓練等給付、補装具費の支給、自立支援医療、指定相談支援)と、市町村の事業に対して、国・都道府県が毎年度の予算の範囲で裁量的に財政補助を行う「地域生活支援事業」に区分されています(都道府県の事業に位置づけられ、市町村の財政負担のない「地域生活支援事業」もあります)。

また、療護施設、更生施設、授産施設など、通所・入所の旧法に基づく施設サービスは、短期間に新制度のサービスを行う体制に移行することが難しいため、平成23年度末までに、体制が整った施設から移行するという「新法施設移行への猶予期間」が設けられています。

「障害者自立支援法」に基づくサービス体系の概要



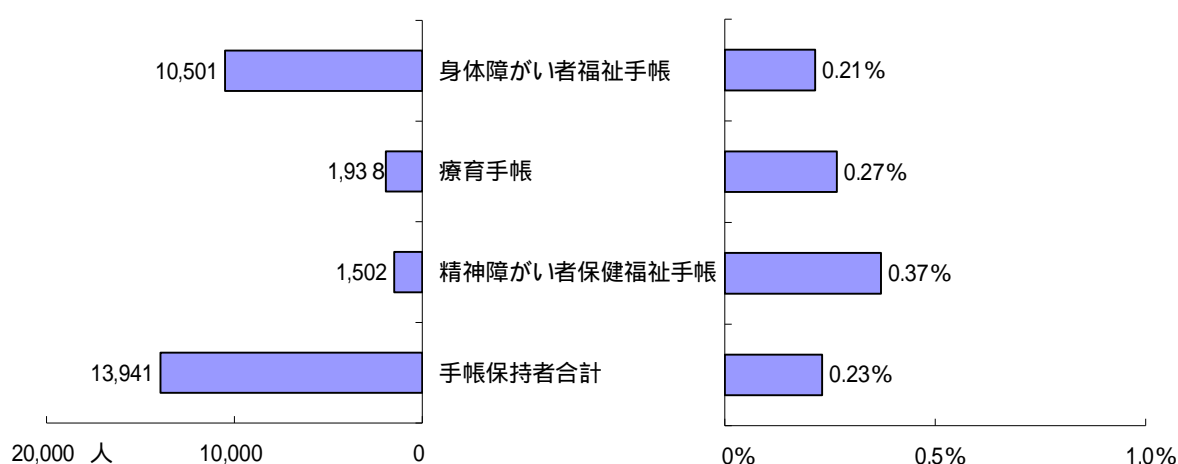
は支援費制度のサービス（一部が該当する場合も含む）。

3 障害者自立支援法施行後の本市の状況

障害者自立支援法施行後、2年が経過した平成20年4月における本市の障がい福祉サービスの利用者数は、訪問系サービスが217名、日中活動系サービスが385名、居住系サービスが50名で、それぞれ全国の利用者数に占める占有率は0.22%、0.20%、0.07%となっています。本市の障がい者手帳保持者数の全国比は0.23%であるため、実人数ベースでは、訪問系サービス、日中活動系サービスについては、ほぼ全国水準の利用があり、居住系サービスでは全国水準に大きく立ち遅れていることがわかります。これは、旧法の日中活動系サービスの全国比が0.29%、同じく旧法の居住系サービス（国の統計データの関係上、精神障がい者のサービスを除く）が0.20%とほぼ全国水準であることから、旧法施設の新法施設への移行が全国の動向に比べ、進んでいないことによると考えられます。

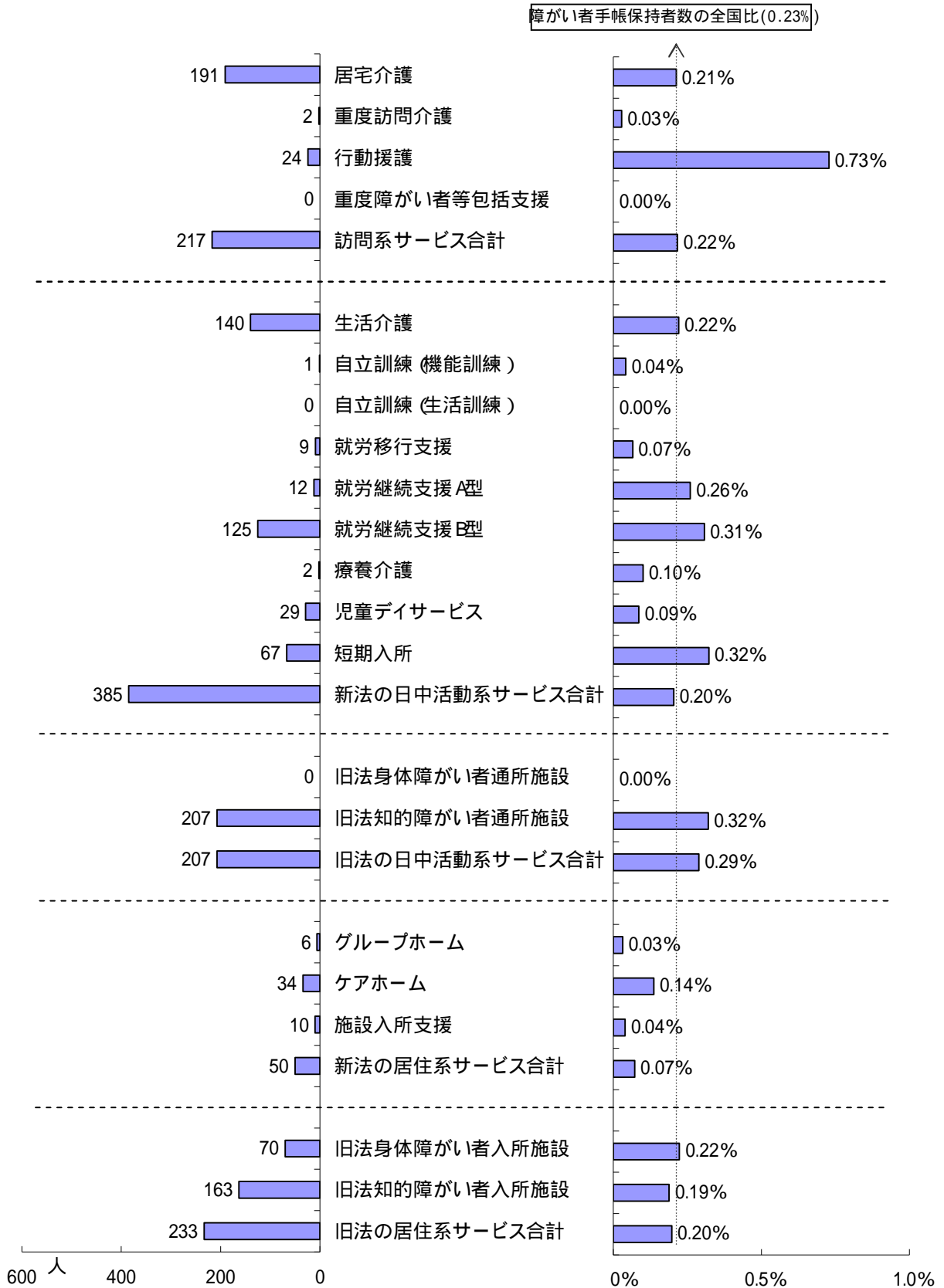
一方、市町村の裁量事業である地域生活支援事業については、本市では、日常生活用具費支給事業での独自品目の設定、障がい児サマースクール事業の実施など、可能な限りサービスの充実に努める一方、市民の利用も、移動支援事業の月平均利用人数が平成18年度の141人から平成19年度は168人に伸びるなど、堅調に拡大しています。障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の各事業は、障がい者の多様なニーズに応じて、市町村が創意工夫を図り、サービスの質・量の一層の充実に努めていくことが求められます。

平成20年4月の障がい者手帳保持者数と全国比



注：全国比とは、岡崎市の手帳保持者数を全国の手帳保持者数で除したもの。

平成20年4月の障がい福祉サービス利用者数と全国比



注：全国値は各都道府県国民健康保険団体連合会データ全国集計より。旧法施設は精神障がい者分を表記していない。また、複数のサービスの利用者はそれぞれに計上している。

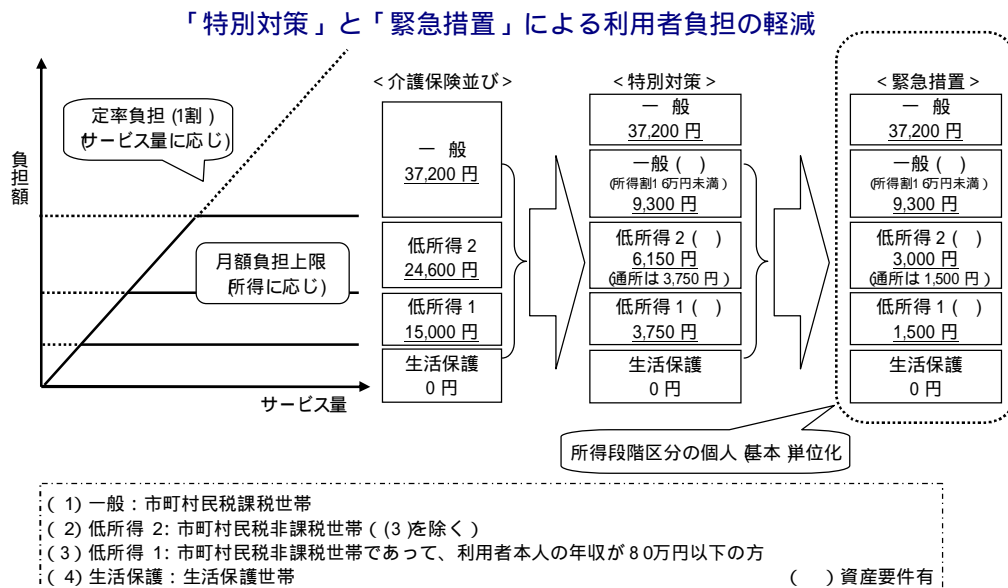
本市の主な地域生活支援事業の利用状況

種別	単位	18年度	19年度	備考
相談支援事業	月平均利用人数	0.2人	2.2人	サービス利用計画作成
日常生活用具給付費支給事業	月平均利用件数	93件	197件	
コミュニケーション支援事業	月平均利用回数	83回	74回	18年4月～
移動支援事業	月平均利用人数	141人	168人	
タクシー料金助成事業	月平均利用人数	337人	368人	18年4月～
地域活動支援センター事業	登録実人数	108人	220人	基礎的事業分のみ
訪問入浴サービス事業	月平均利用人数	21人	22人	18年4月～
障がい児タイムケア事業	月平均利用回数	212回	320回	20年日中一時支援事業へ
日中一時支援事業	月平均利用回数	105回	244回	
サマースクール事業	登録実人数	74人	87人	7・8月のみ開催
生活サポート事業	月平均利用人数	0人	0人	

注：18年度分は、特に注釈のないものは10月以降の実績である。

4 障害者自立支援法施行後の国・県の動向

障害者自立支援法施行後、国では、平成19年度から「障害者自立支援法円滑施行『特別対策』」を、平成20年度からは「障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた『緊急措置』」を実施しました。利用者負担については、低所得者世帯への月額負担上限額の軽減（特別対策・緊急措置）、個人単位を基本とした所得段階区分の設定（緊急措置）などが、事業者支援については、日割り化に伴い減収している通所サービス事業所の従前報酬額の90%保障（特別対策）や報酬単価の約4%引き上げ（緊急措置）、グループホーム等の施設整備に対する助成（緊急措置）などが行われました。



また、障害者自立支援法は施行3年後に全体を見直すこととされており、平成20年12月16日には、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会が見直しに向けた報告書を公表したところです。

障害者自立支援法の全体見直しの概要

項目		見直しの概要
1.相談支援		地域の相談支援体制の強化や質の向上。相談支援の拠点的機関の設置。 サービス利用計画作成の対象者をすべての障がい者に拡大するとともに、ケアマネジメントに基づいて市町村が支給決定する仕組みを導入。 自立支援協議会の法律上の位置付けを明確化。
2.地域における自立した生活のための支援	地域での生活の支援	地域移行に向けた計画的な支援を充実するとともに、地域生活移行を支援するため、緊急時に対応できる24時間のサポート体制を充実。 グループホーム等について、夜間支援等を充実。身体障がい者を対象に。
	就労支援	就労移行支援事業・就労継続支援事業の充実、工賃倍増計画の推進、官公需の優先発注等により、障がい者の就労支援を推進。
	所得保障	障がい基礎年金の水準の引き上げ等については、社会保障制度全般の議論との整合性や財源の確保なども含め、検討すべき。 住宅費は、高齢者や母子施策との整理も必要であり十分な検討が必要。他方、地域移行という観点から必要となる費用の支援について検討すべき。
3.障がい児支援		障がい児の施設は、多様な障がいの子どもを受け入れられるよう一元化するとともに、保育所等への巡回支援の機能を充実。 放課後や夏休みの支援のため「放課後型のデイサービス事業」を実施。 入所施設について、満18歳以降は障がい者施策で対応するよう見直し。支援の継続性や、重症心身障がい児者の児者一貫した支援に十分に配慮。
4.障がい者の範囲		発達障がいや高次脳機能障がい、法の対象に含まれることを明確化。 難病等への支援をどのような制度体系で行うかは、今後更に検討。
5.利用者負担		利用者負担の在り方は様々な意見があり、今後とも更に検討が必要だが、現在の利用者負担の仕組みについて、所得に応じてきめ細やかな軽減措置が講じられていることについて、国民に明確にしていくことが必要。 特別対策等による負担軽減は、平成21年4月以降も更に継続して実施。 障がい福祉サービスと補装具の利用者負担を合算して軽減する制度を検討。自立支援医療との合算は、医療保険制度との関係等を含め、今後更に検討。 心身障がい者扶養共済給付金の収入認定時の取扱いや、利用者負担軽減の際の資産要件の見直し等について、検討が必要。
6.報酬		障がい福祉サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定等のため、平成21年4月に報酬改定を実施。

項目		見直しの概要
7. 個別論 点	サービス 体系	「日払い方式」を維持しつつ、事業者の安定的な運営が可能となるよう報酬を見直し。利用者が欠席した場合等においても体制を整えていることなどにも着目して、報酬改定等において必要な措置。
		旧体系の施設が新体系へ移行する際、安定的に運営できるよう、報酬改定等において更に配慮。
	障がい 程度区分	身体障がい、知的障がい、精神障がい各々の特性を反映するよう抜本的に見直し。実際に行われている支援の実態に関する調査を早急を実施。
		障がい者支援施設の入所の要件について、重度の者という基本的考え方を維持しつつ、障がい程度区分が低い者であってもケアホーム等での受け入れが直ちに困難な者は、一定の要件の下で利用できるようにすべき。
		旧法の施設に入所していた者の継続入所は、平成24年4月以降も継続。
		訪問系サービスの国庫負担基準は区分間合算とともに継続しつつ、重度の者に配慮しながら額を見直し。小規模な市町村への財政的な支援を検討。
	地域生 活支援事 業	重度の視覚障がい者の移動支援などを、自立支援給付とすることを検討。
		小規模作業所の移行のため、地域活動支援センターについて、より少人数での活動形態を検討すべき。
	サービス 基盤の整 備	福祉人材確保指針に基づく取組を進めるとともに、適切な給与水準を確保するため、適切な報酬を設定。
		中山間地等のサービスを確保するため、報酬上の加算措置、多機能型事業所の人数要件の緩和、小規模施設への配慮を検討。
虐待防止・ 権利擁護	障がい者の虐待防止について、現行法に基づく取組とともに、虐待防止法制を検討。	
	成年後見制度利用支援事業」等の活用を進める。	
精神保健福 祉施策の見直し	精神科救急医療体制や、市町村、保健所、精神保健福祉センターの相談支援体制を充実。精神保健福祉士の養成の在り方等を見直し。	
その他	障がい者の権利に関する条約の批准に向けて検討が進められるべき。	

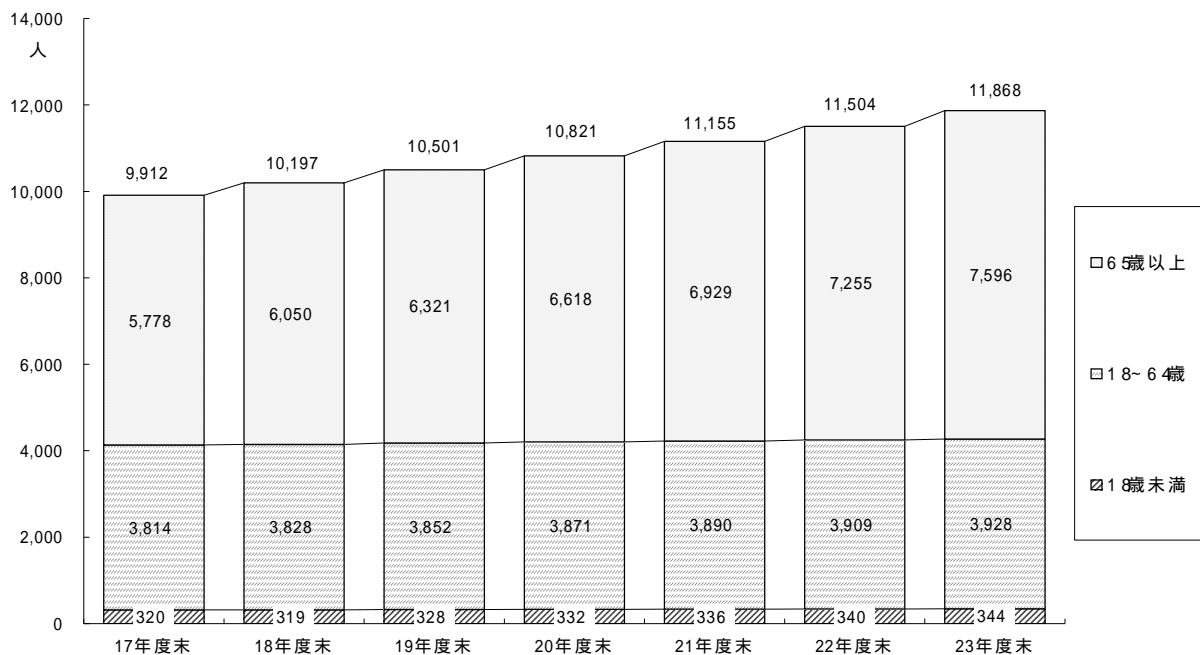
また、平成19年度からの内閣府の「成長力底上げ戦略構想」(わが国の成長を下支えする基盤(人材能力、就労機会、中小企業等)の向上を図り、働く人全体の所得や生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防ぐための構想)では、各都道府県において、障がい者の「工賃倍増計画」を策定することがうたわれました。これは、就労継続支援事業所や授産施設などで働く障がい者の工賃水準の引上げに向けた、都道府県全体での基本的な考え方や取組み方法を明らかにするもので、平成20年3月に策定された「愛知県工賃倍増5か年計画」では、平成23年度の工賃額の目標を「平均3万円」と設定しています。

第2章 障がい者手帳保持者数の推計

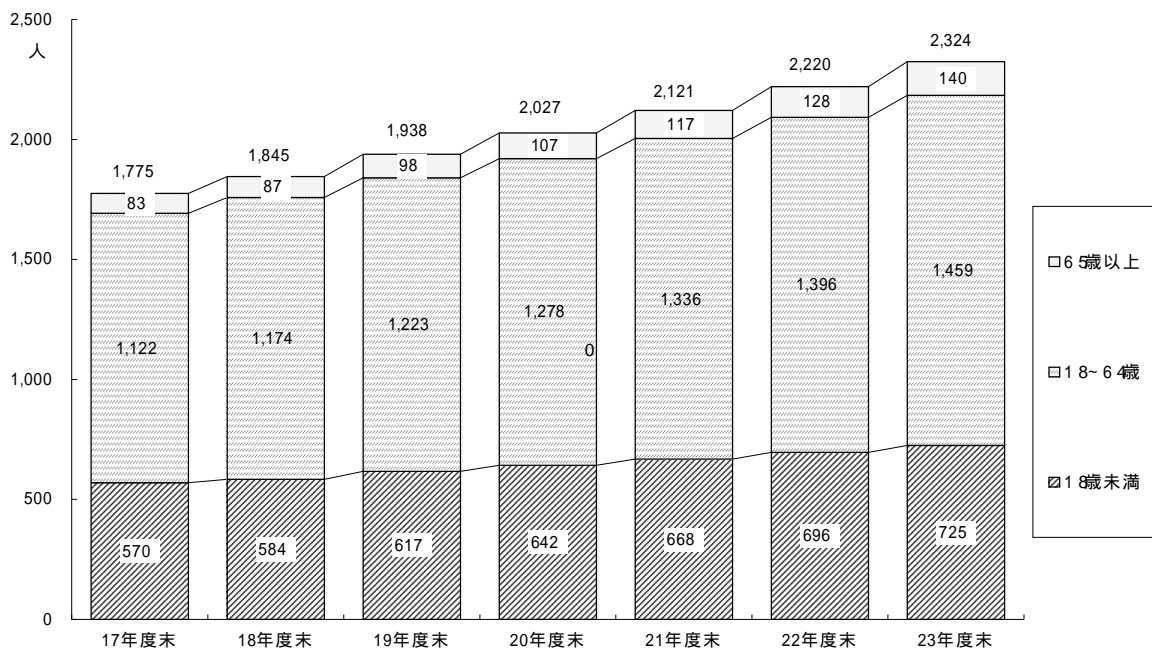
平成19年度末の障がい者手帳保持者数は、身体障がい者手帳保持者が10,501人(人口の2.68%)、療育手帳保持者が1,938人(同0.49%)、精神保健福祉手帳保持者が1,502人(同0.38%)です。

過去の推移に基づき、平成23年度末時点の人数を推計すると、身体障がい者手帳保持者は11,868人、療育手帳保持者は2,324人、精神保健福祉手帳保持者は1,915人となります(複数の手帳を持っている方はそれぞれで計上)。

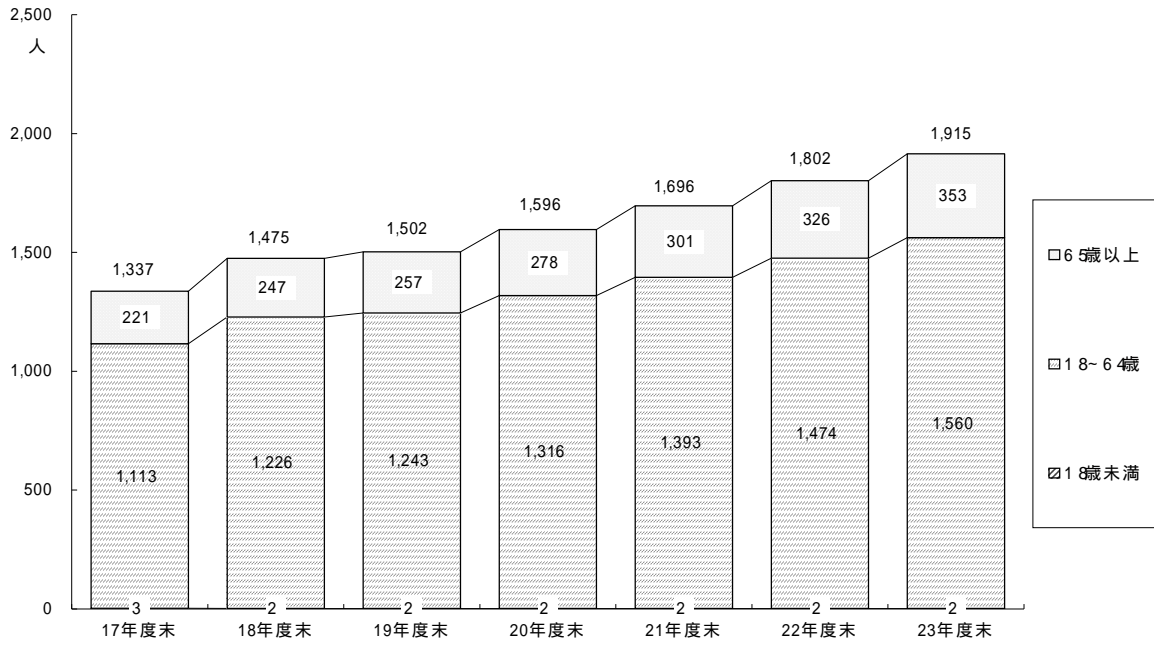
身体障がい者手帳保持者の推移と推計



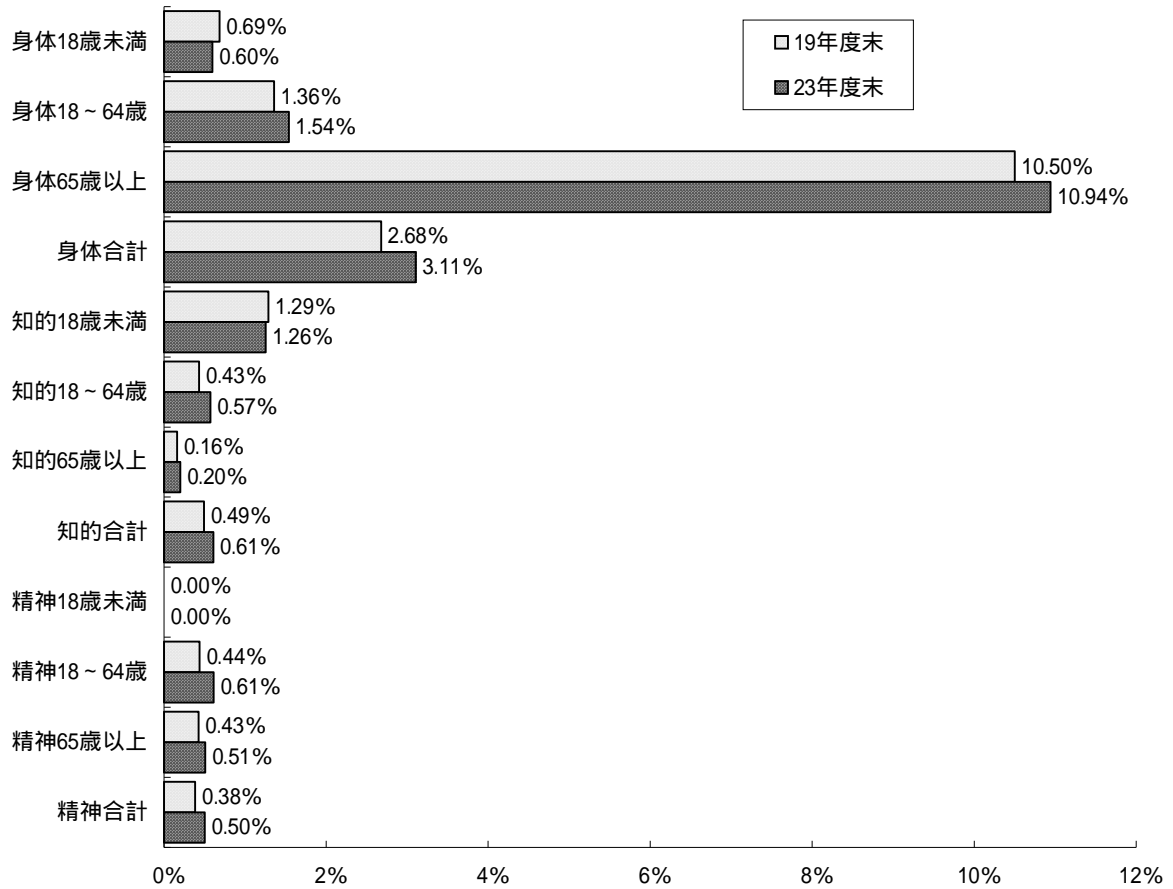
療育手帳保持者の推移と推計



精神障がい者保健福祉手帳保持者の推移と推計



〔参考〕人口に占める手帳保持者の割合



第3章 計画の基本方針

障がい福祉計画においては、障がい者基本計画の基本理念や基本目標との調和に配慮しつつ、以下の3つの基本方針を掲げ、その実現をめざします。

第1節 自己選択・自己決定ができる環境づくり

「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいの種別や程度にかかわらず、障がい者が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていける環境づくりを進めます。

第2節 市を主体とする3障がい共通の多面的なサービスの提供

市が中心的な実施主体となり、社会福祉法人、医療法人、企業・組合、NPO、個人など、地域の福祉資源を最大限に活用しながら、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がい共通の多面的なサービスを提供します。

第3節 地域生活移行の推進と就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

第4章 地域生活移行と就労支援の数値目標

特に、地域生活移行と就労支援については、第2期障がい福祉計画の計画終了年度である平成23年度にむけて以下の数値目標を掲げ、その達成をめざした施策誘導を図ります。

第1節 「福祉施設入所者の地域生活移行」の目標

「福祉施設入所者の地域生活移行」については、国は、「平成23年度末の施設入所者数を計画当初入所者数から7%以上削減すること」と、「計画策定当初に入所している障がい者の10%以上が地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

本市では、この間、旧法施設への入所者が増加しているものの、第1期計画で立てた計画を踏襲し、第2期計画においても、入所者数の削減目標を14人、入所から地域生活に移行した人数の目標を32人と設定します。

「福祉施設入所者の地域生活移行」の数値目標

項目	数	値 目 標			備 考
		旧法身体障がい者施設入所者	旧法知的障がい者施設入所者	新法の施設入所支援利用者	
第1期計画当初時点の入所者数(A)	216人	66人	150人	-	平成17年10月時点
第1期計画見直し時点の入所者数	235人	70人	154人	11人	平成20年4月時点
計画目標年度の入所者数(B)	202人	-	-	202人	平成23年度末時点
入所者数の6年間での削減目標(C)	14人 (6.5%)	6人 (9.1%)	8人 (5.4%)	-	A - Bの人数。既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引き。 (国の目標割合は7%以上)
6年間に、入所から地域生活に移行する人数の目標(D)	32人 (14.8%)	8人 (12.1%)	24人 (16.0%)	-	第1期計画当初の施設入所者のうち、グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住居へ移行する人数。 (国の目標割合は10%以上)

第2節 「入院中の精神障がい者の地域生活移行」の目標

国は、平成24年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」が退院し、地域生活への移行をめざすとしています。

愛知県が実施した精神科病院に対する調査によると、平成18年6月末現在で、県内の精神科病院に入院中で「今後受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」は、本市では22人であるとの調査結果を得ました。

本市では、第1期計画において、平成18～23年度に入院から地域生活に移行する精神障がい者数を18人と設定しましたが、平成19年度末時点ですでにその目標を達成しています。

今後は、第1期計画当初時点で愛知県が調査した本市の退院可能精神障がい者数22人を目標に設定します。

「入院中の精神障がい者の地域生活移行」の目標

項目	数値目標	備考
第1期計画当初時点の退院可能な精神障がい者数	22人	平成18年6月末時点
平成19年度末までの減少数	18人	
計画期間内に入院から地域生活に移行する人数の目標	22人	平成18～23年度の延べ人数

第3節 「福祉施設から一般就労への移行」の目標

「福祉施設から一般就労への移行」については、国は、「就労移行支援事業」を導入することなどにより、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」が「平成23年度時点には平成17年度時点の4倍以上になること」を目標として設定しています。本市では、平成23年度単年度において、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」を、平成17年度実績の6人の4倍である24人と設定します。

また、国では、「平成23年度までに計画当初時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用すること」を目標として設定しています。本市では、平成18～23年度の就労移行支援事業の延べ利用者を26人と設定します。

さらに、国では、「平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用すること」を目標として設定しています。本市では、平成23年度時点の就労継続支援事業の利用者を337人と見込みます。「就労継続支援事業の利用者のうち、A型事業を利用する割合」は3.9%です。

こうした福祉施設から一般就労への移行を進めるため、障がい者の雇用支援策等について事業所の理解を促進するとともに、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大の取り

組みを進めていきます。

「福祉施設から一般就労への移行」の目標

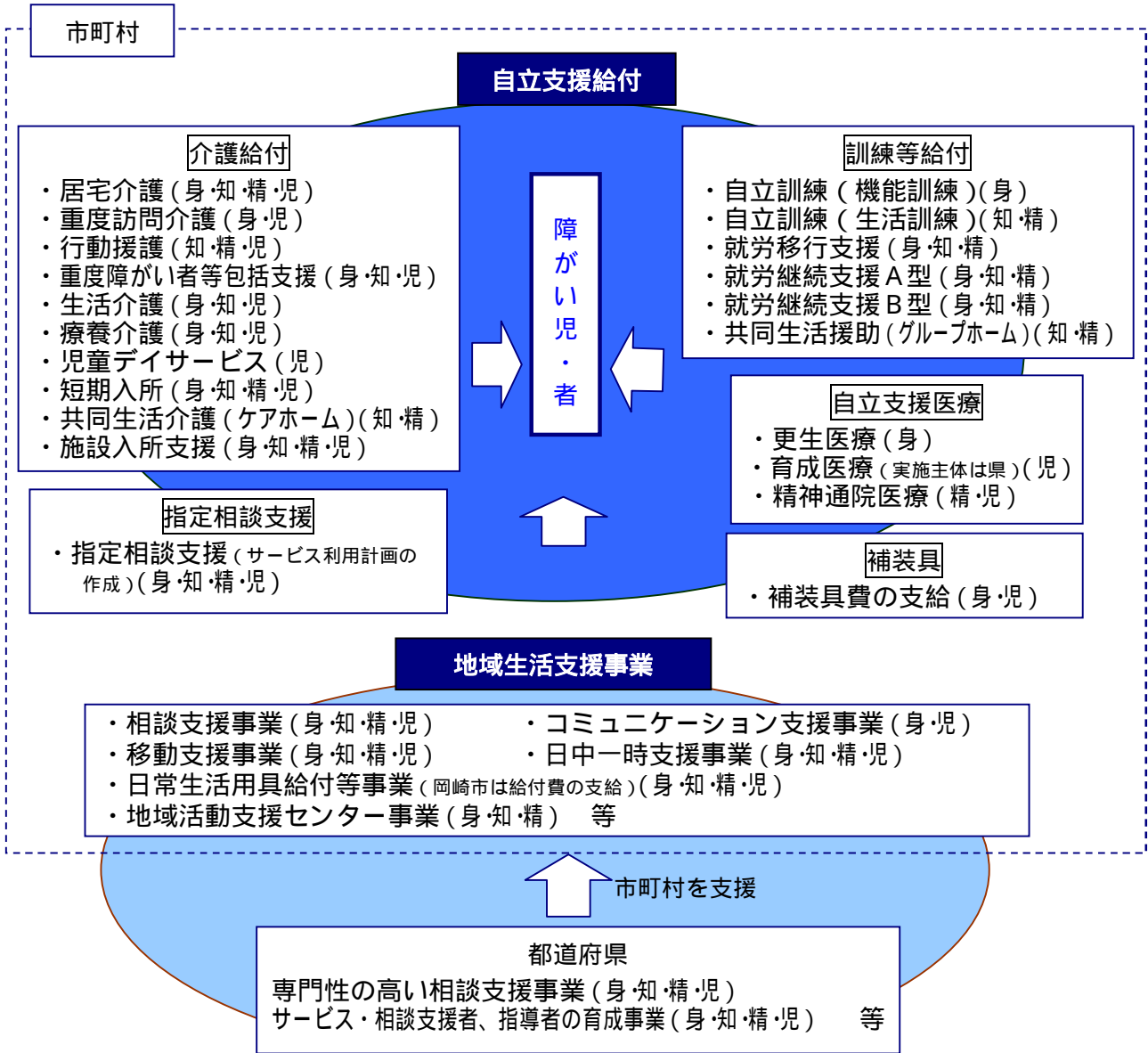
項 目	数値目標	備 考
第1期計画当初時の年間の一般就労移行者数	6人	平成17年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数
平成18年度の年間の一般就労移行者数	9人	
平成19年度の年間の一般就労移行者数	9人	
目標年度の年間一般就労移行者数	24人	平成23年度までに福祉施設から一般就労に移行した人の数
計画当初時点の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業を利用した割合	4.6%	(平成18~23年度の延べ人数26人) / (平成17年10月時点の福祉施設入所・通所者数562人)
就労継続支援事業利用者のうちA型(雇用型)利用割合	3.9%	平成23年度のA型利用者13人、B型利用者32人と設定

第5章 サービス量の見込みと提供体制の確保策

第1節 サービス量の見込みの全体像

「障害者自立支援法」に基づき、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」を実施します。

障がい福祉計画のサービスメニュー



() は想定されている主な対象者。(身)は身体障がい者、(知)は知的障がい者、(精)は精神障がい者、(児)は障がい児を表す。記載のない方で該当するケースもありうる。

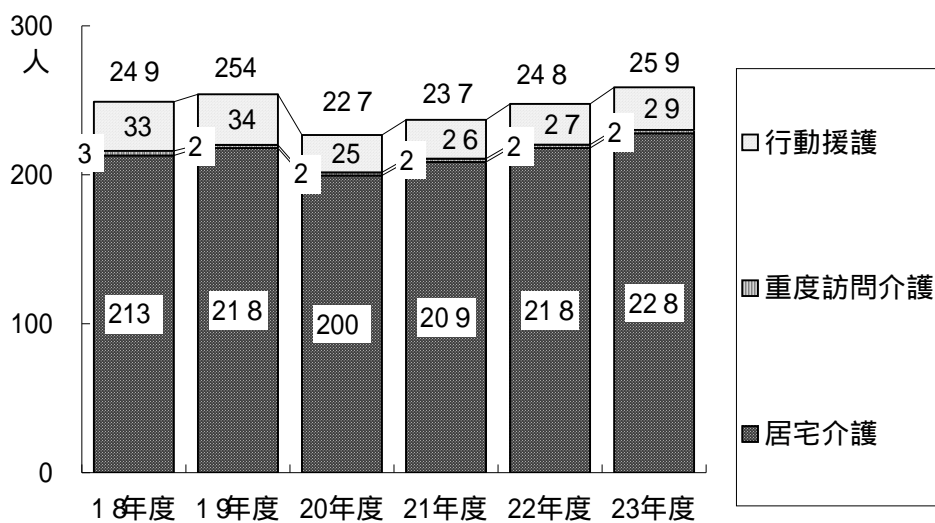
障がい福祉計画策定に向けた国の基本指針や愛知県の「計画策定についての基本的な考え方」、過去のサービス利用実績、さらには事業所の意向などをふまえ、本市の障がい者が利用するサービスの各年度の事業量を以下の通り見込みます。

自立支援給付のサービス事業量の実績と見込み

区分	サービス名	第1期計画			第2期計画			単位
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
在宅生活への支援	居宅介護	3,842	3,788	3,993	4,173	4,361	4,557	延時間 / 月
	重度訪問介護							
	行動援護	249	254	227	237	248	259	実人 / 月
	重度障がい者等包括支援							
	短期入所	363	323	346	362	378	395	延人日 / 月
		63	60	67	70	73	76	実人 / 月
指定相談支援 (サービス利用計画作成)	1	2	3	4	5	5	実人 / 月	
日中活動への支援	生活介護	823	1,159	2,063	5,106	6,474	8,580	延人日 / 月
		68	102	140	284	345	438	実人 / 月
	自立訓練(機能訓練)	0	0	18	18	18	18	延人日 / 月
		0	0	1	1	1	1	実人 / 月
	自立訓練(生活訓練)	0	0	3	3	3	351	延人日 / 月
		0	0	1	1	1	16	実人 / 月
	就労移行支援	0	51	187	253	260	267	延人日 / 月
		0	3	10	13	14	14	実人 / 月
	就労継続支援(A型)(雇用型)	0	0	248	254	261	268	延人日 / 月
		0	0	12	12	13	13	実人 / 月
	就労継続支援(B型)(非雇用型)	266	1,243	2,782	4,833	4,959	6,395	延人日 / 月
		19	69	150	249	256	324	実人 / 月
	療養介護	2	2	2	2	2	2	延人日 / 月
		2	2	2	2	2	2	実人 / 月
児童デイサービス	567	703	703	735	768	802	延人日 / 月	
	61	82	82	86	90	94	実人 / 月	
(旧体系支援費対象施設利用)	580	520	426	193	142	0	実人 / 月	
居住の場への支援	施設入所支援(新体系)	0	9	12	96	134	202	実人 / 月
	(旧体系入所施設利用)	238	233	224	136	85	0	実人 / 月
	共同生活介護(ケアホーム)	44	40	40	55	65	75	実人 / 月
	共同生活援助(グループホーム)							

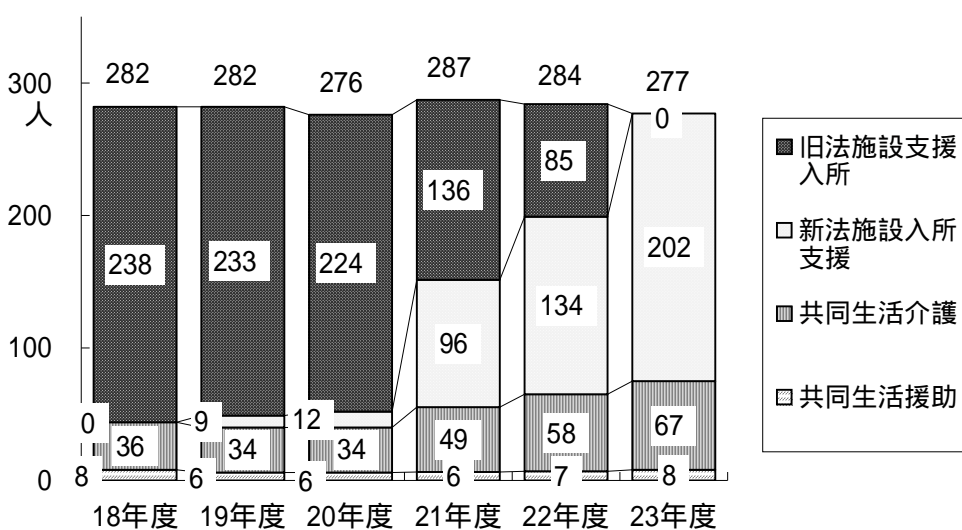
実績は19年3月と20年3月の1カ月分。月平均と比べてもあまり差が生じないため、見込みも各年3月の1カ月分を想定している。

訪問系サービスの利用実人数の推移と見込み（実人／月）



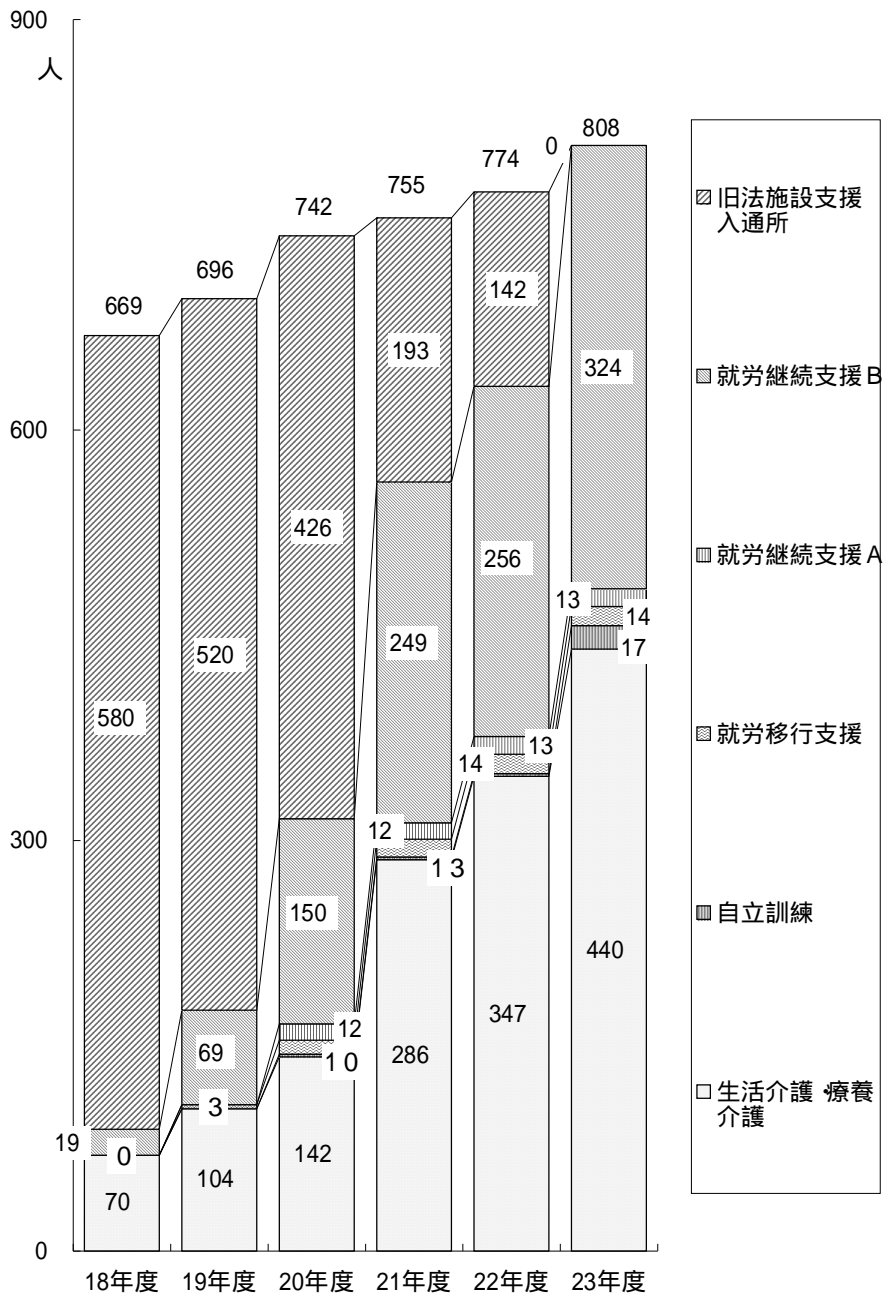
実績は19年3月と20年3月の1カ月分。見込みも各年3月の1カ月分を想定している。

居住系サービスの利用実人数の推移と見込み（実人／月）



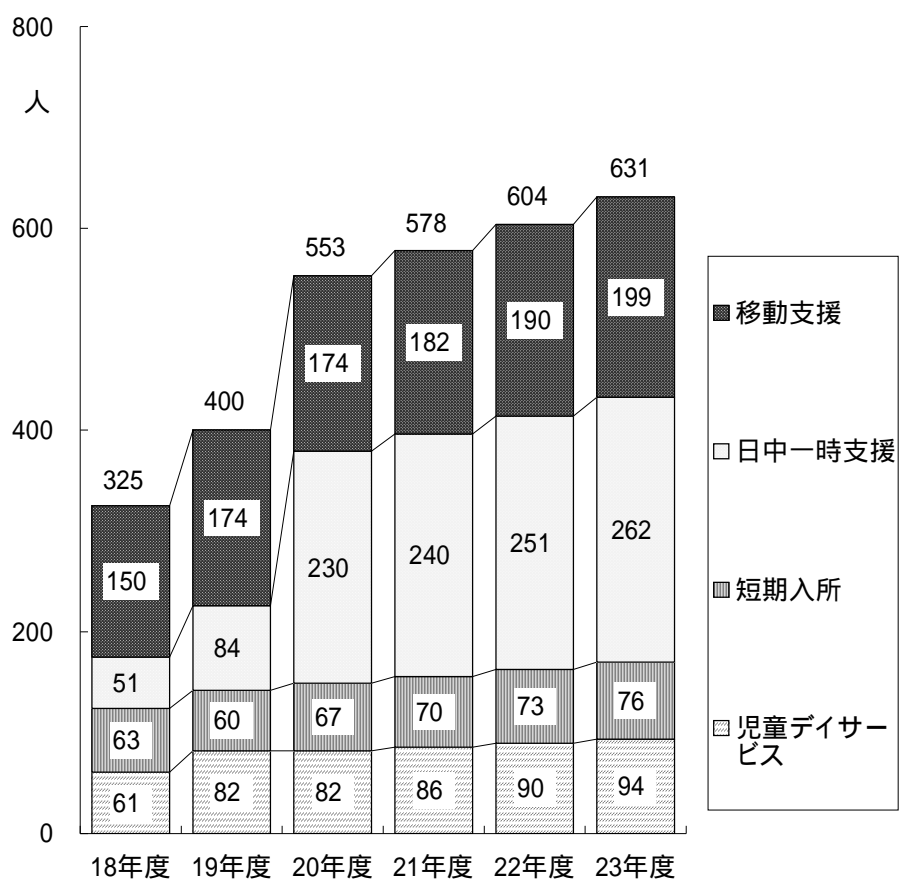
実績は19年3月と20年3月の1カ月分。見込みも各年3月の1カ月分を想定している。

日中活動系サービスの利用実人数の推移と見込み（実人/月）



児童デイサービス、短期入所、日中一時支援、地域活動支援センターを除く。
 療養介護、自立訓練は、値が小さいため、数字の表記を省略している。
 実績は19年3月と20年3月の1カ月分。見込みも各年3月の1カ月分を想定している。

その他の主なサービスの利用実人数の推移と見込み（実人/月）



実績は19年3月と20年3月の1カ月分。見込みも各年3月の1カ月分を想定している。

日中一時支援が20年度以降急増しているのは、障がい児タイムケア事業を同年度より当該事業に統合したため。

第2節 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策

1 在宅生活への支援

在宅生活を支援するため、居宅介護や短期入所など、以下のサービスを提供します。なお、()内の(介)は介護給付を、(訓)は訓練等給付を、(自)はその他の自立支援給付を、(地)は地域生活支援事業を示します(以下同じ)。

(1) 訪問系介護給付4サービス(介)

〔サービス内容〕

居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援を提供します。サービス内容は表の通りです。

訪問系介護給付4サービスの内容

名称	対象者	内容
居宅介護	障がい程度区分1以上の方	自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方(障がい程度区分4以上)	自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行うサービス
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方(障がい程度区分3以上)	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービス
重度障がい者等包括支援	「常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い方(障がい程度区分6)」のうち、次の方が対象となる。 「四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態の障がい者で、かつALS患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者または最重度の知的障がい者」 「強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者」	心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供するサービス

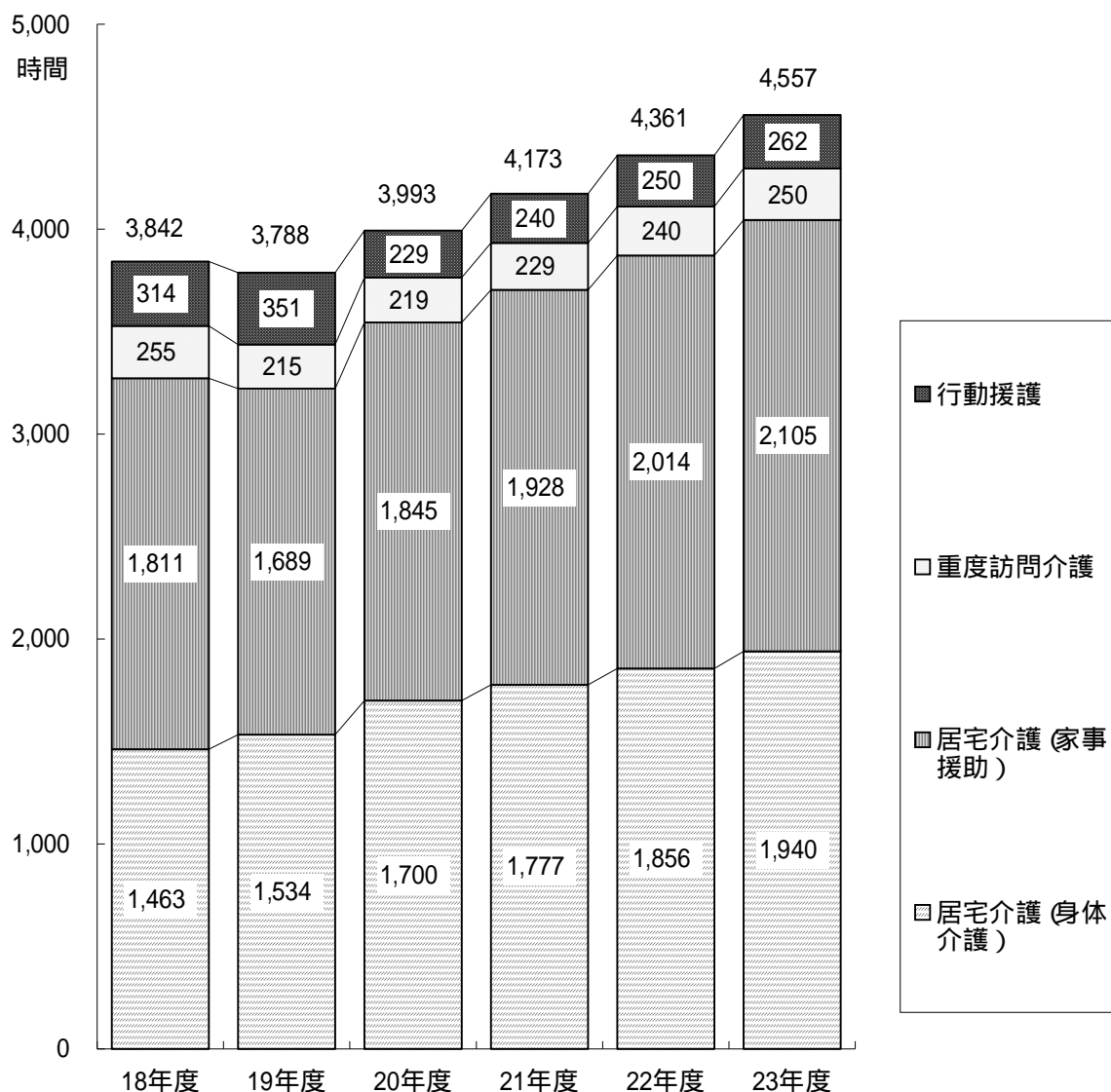
〔事業量見込み〕

平成23年度の1カ月分の事業量は、居宅介護(身体介護)が延1,940時間、居宅介護(家事援助)が延2,105時間、重度訪問介護が延250時間、行動援護が延262時間、あわせて延4,557時間と計画します。なお、重度障がい者等包括支援は見込まないものとしします。

市内の事業所数は、平成20年9月現在、居宅介護・重度訪問介護が18カ所、行動援

護が3カ所ありますが、平成23年度時点では居宅介護・重度訪問介護が20カ所、行動援護が3カ所と見込みます。

訪問系サービスの利用延時間の推移と見込み（延時間/月）



実績は19年3月と20年3月の1カ月分。見込みも各年3月の1カ月分を想定している。

〔提供体制の確保策〕

訪問系介護給付4サービスは、今後、施設入所者や長期入院者の在宅移行などによる利用の伸びが想定されるため、県などと連携しながら、既存の事業所のヘルパー人員の強化や、新規事業参入を促進していきます。

また、本市が地域生活支援事業として実施している「行動援護介護給付利用者助成事業」（経過措置により事業所指定を受けている行動援護事業所への給付費補てん）など、訪問系事業の運営支援に努めます。

(2) 移動支援事業(地)

〔サービス内容〕

移動支援事業は、「訪問系介護給付4サービスでの居宅介護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援するサービス」です。厚生労働省は下記の3つのタイプを想定していますが、このうち、本市では、「個別支援型」を実施しています。

移動支援事業の3つのタイプ

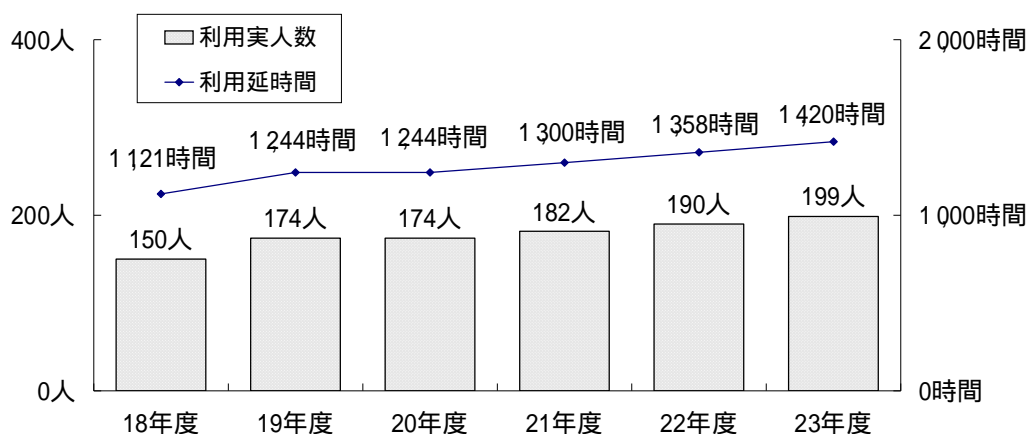
タイプ	内容
個別支援型	・ 個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援。
グループ支援型	・ 複数の障がい者への同時支援。 ・ 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援。
車両移送型	・ 福祉バス等車両の巡回による送迎。 ・ 公共施設、駅、福祉センター等障がい者の利便を考慮した経路を定めて運行する他、各種行事の参加のため、必要に応じて随時運行。

〔事業量見込み〕

平成23年度の1カ月分の事業量は、199人、延1,420時間と計画します。

事業所数は、平成20年9月現在、24カ所（うち市内17カ所）ですが、現行程度で見込みます。

移動支援事業の利用実人数・延時間の推移と見込み（人・延時間/月）



〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、「グループ支援型」や「車両移送型」も含め、多様な手法での移動支援事業への参入を促進していきます。

また、制度の柔軟な運営に努めていきます。

(3) 短期入所(介)

〔サービス内容〕

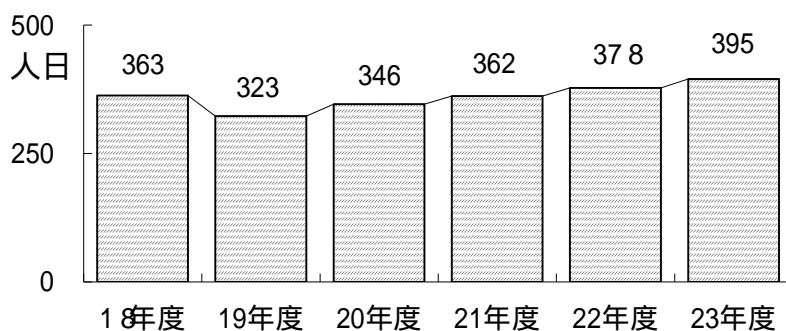
短期入所(ショートステイ)は、「介護者が病気などの理由で一時的に介護ができない時に、障がい者施設などで障がい者を預かり、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行うサービス」です。知的障がい者と障がい児については、支援費制度の中では、日中の日帰りショートステイも実施されてきましたが、この部分については、障害者自立支援法上は、日中一時支援事業に移行しています。

〔事業量見込み〕

平成23年度の1カ月分の事業量は、395人日と計画します。

市内の事業所数は、平成20年9月現在、8カ所ですが、現行程度で見込みます。

短期入所の利用延日数の推移と見込み(延人日/月)



〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、在宅移行の進展により需要の伸びが生じた際には、提供量の拡大や新規事業参入を促進していきます。

(4) 相談支援(自・地)

〔サービス内容〕

相談支援は、「サービスを利用するすべての障がい者」を対象として、地域生活支援事業の「相談支援事業」を実施するとともに、「自ら福祉サービスの利用の調整ができない障がい者」などに対して、自立支援給付の「指定相談支援」を提供します。

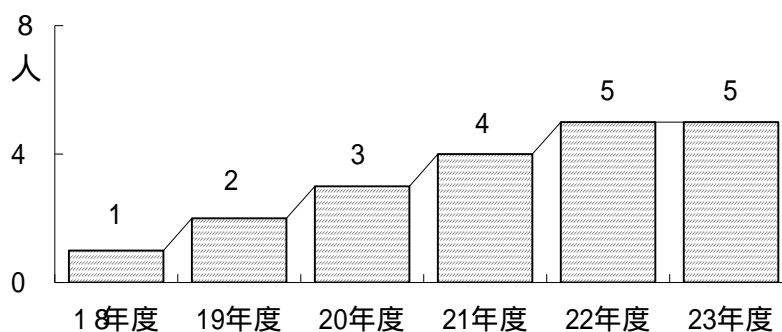
相談支援の区分

名称	対象者	主な内容	提供場所
相談支援事業(地)	サービスを利用するすべての障がい者	福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ピアカウンセリング 権利の擁護のための援助 (成年後見制度利用支援事業や虐待防止への対応を含む) 障がい児等療育支援事業 相談支援機能強化事業 住宅入居等支援事業	社会福祉協議会 愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園 生活支援センター山中 岡崎自立生活支援センター ぴあはうす
指定相談支援(自)	入所施設や医療機関から地域へ移行するため、一定期間集中的な支援を必要とする方 ひとり暮らしで、知的障がいや精神障がいがあったり、極めて重い身体障がいのため、自ら福祉サービスの利用に関する連絡・調整ができない方	重度障がい者等包括支援の対象者にあてはまる相談 サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画(プログラム)の作成	
【参考】 市役所障害福祉課の通常業務としての相談(一般相談)	サービスを利用するすべての障がい者	障がい者支援サービス全体にわたる日常相談(財源は自主財源や普通交付税)	市役所障害福祉課

〔事業量見込み〕

「指定相談支援」(サービス利用計画作成費)の平成23年度の1カ月分の事業量は、5人分と計画します。市内の事業所数は、平成20年9月現在、4カ所ですが、5カ所で見込みます。

指定相談支援の利用実人数の推移と見込み(人/月)



〔提供体制の確保策〕

各相談支援事業所において、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりを促進します。
また、市の西部、南部、北部での事業所の設置を促進していきます。

(5) 補装具費の支給(自)

〔サービス内容〕

補装具とは「身体に装着(装用)することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長期間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いす等があります。「補装具費の支給」では、補装具を必要とする身体障がい者に購入費や修理費の支給を行っています。他の自立支援給付と同様に、いずれも費用の1割が自己負担です(低所得者の軽減措置あり)。

〔提供体制の確保策〕

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

(6) 日常生活用具給付費支給事業(地)

〔サービス内容〕

重度の身体・知的・精神障がい者の在宅生活を支援するため、日常生活用具給付費を支給しています。

日常生活用具給付費支給事業の内容

事業区分	内容例
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいす。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の入浴、食事、移動などを支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品。

〔事業量見込み〕

平成23年度の年間の事業量は、延2,823件と計画します。

日常生活用具給付費支給延件数の推移と見込み（件／年）

種別	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護 訓練支援用具	11	30	31	33	34	36
自立生活支援用具	19	78	82	85	89	93
在宅療養等支援用具	36	97	101	106	111	116
情報・意思疎通支援用具	57	77	80	84	88	92
排泄管理支援用具	986	2,068	2,161	2,258	2,360	2,466
居住生活動作補助用具	7	17	18	19	19	20
合計	1,116	2,367	2,474	2,585	2,701	2,823

〔提供体制の確保策〕

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

また、本市独自メニューの開発に努めます。

(7) コミュニケーション支援事業(地)

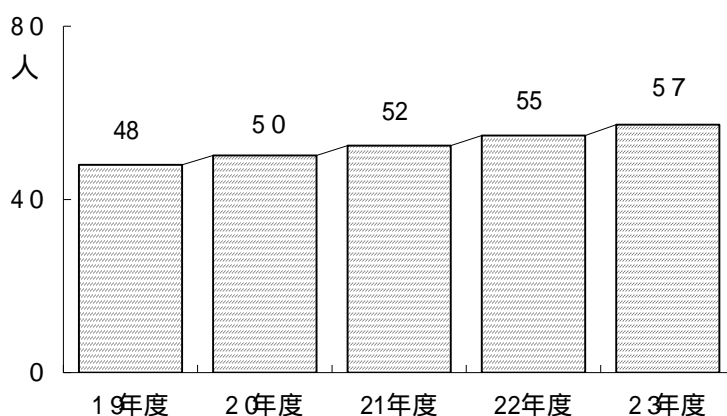
〔サービス内容〕

コミュニケーション支援事業は、「聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方」に、「手話通訳者等や、要約筆記奉仕員を派遣するサービス」です。手話通訳を市に設置する事業も当該事業に含まれます。手話については、国家資格として「手話通訳士」が県の認定資格として「手話通訳者」があり、言葉の使い分けがされています。

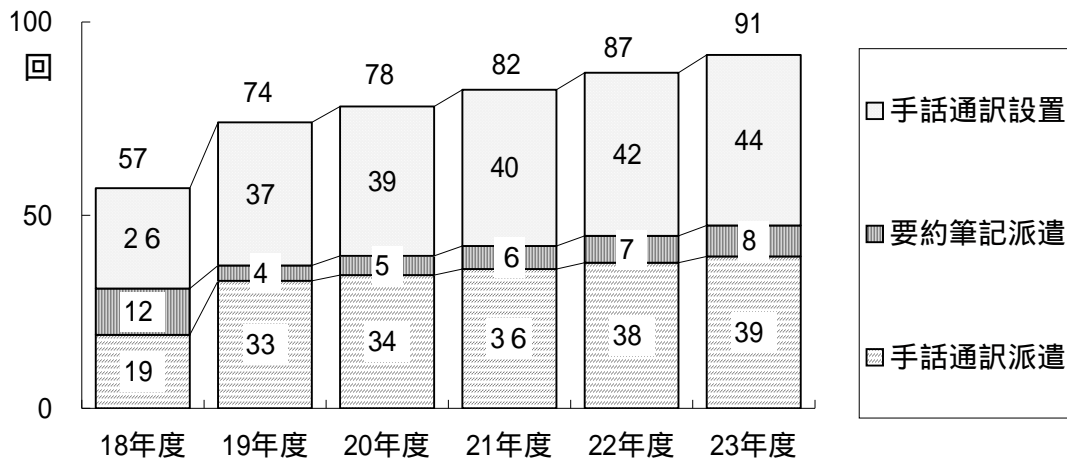
〔事業量見込み〕

平成23年度の1カ月分の事業量は、57人、延91回（内訳は手話通訳派遣39回、要約筆記派遣8回、手話通訳設置44回）と計画します。手話通訳の実設置人数は、計画期間を通じて、現行の1人と計画します。

コミュニケーション支援事業の利用実人数の推移と見込み（人／月）



コミュニケーション支援事業の利用延回数の推移と見込み（回／月）



〔提供体制の確保策〕

社会福祉協議会等と連携しながら、地域での手話通訳者等、要約筆記奉仕員の育成・確保に努めます。本市が地域生活支援事業として実施している「岡崎市手話（初級・中級講座）・要約筆記奉仕員養成研修事業」（各講座定員30名）の活用を促進します。

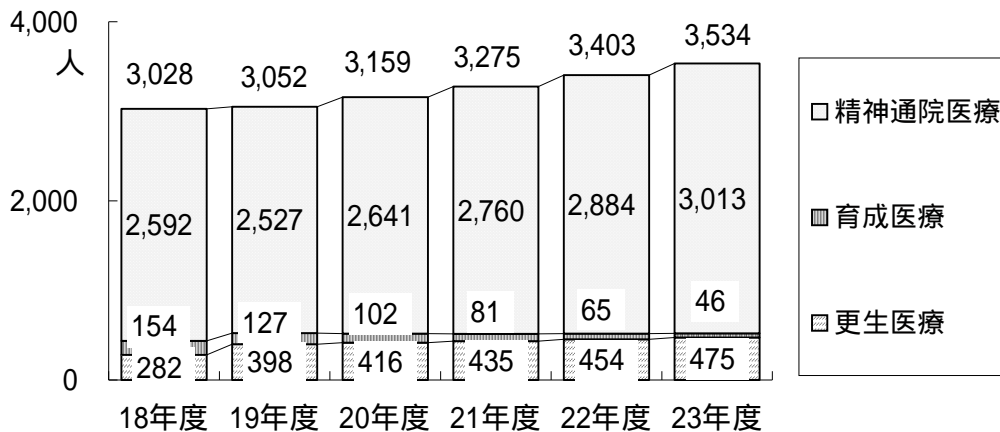
(8) 自立支援医療（自）

〔サービス内容〕

自立支援医療は、障がい者医療に関する経済的支援制度で、「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」があり、他の自立支援給付と同様に、いずれも医療費の1割が自己負担です（低所得者の軽減措置あり）。

「更生医療」は、「18歳以上の身体障がい者の障がいの軽減・機能改善（人工透析、人工股関節手術、心臓手術など）のための医療費支給」、「育成医療」は、「18歳未満の身体障がい児の手術などの医療（斜視、股関節、「奇形」、心臓等の手術、人工透析など）のための医療費支給」、「精神通院医療」は「精神障がいなど心の病気による通院医療費の支給」です。

自立支援医療の利用実人数の推移と見込み



〔事業量見込み〕

平成23年度の1カ月分の事業量は、更生医療が475人、育成医療が46人、精神通院医療が3,013人と計画します。

〔提供体制の確保策〕

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

(9) 訪問入浴(地)

〔サービス内容〕

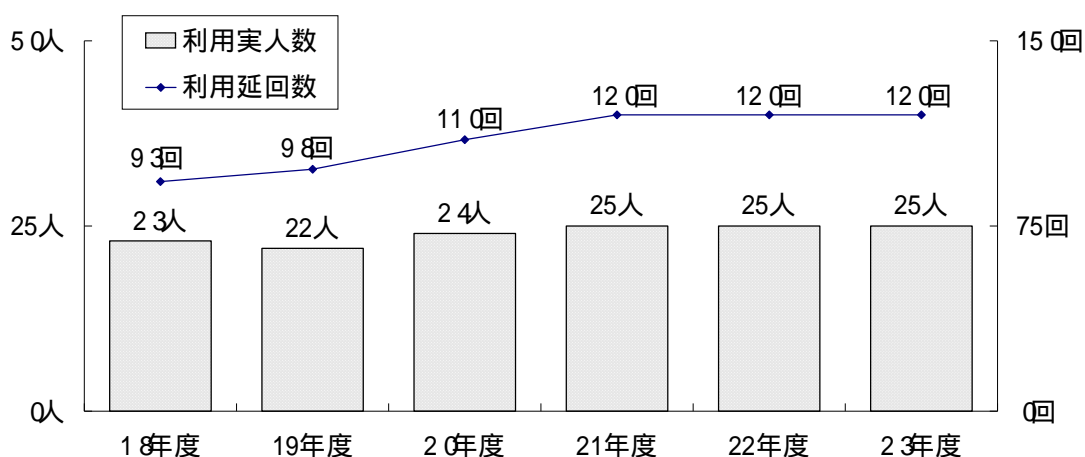
訪問入浴は、入浴設備を備えた専用車が自宅を訪問して入浴介護を行うサービスです。

〔事業量見込み〕

平成23年度の1カ月分の事業量は、25人、延120回と計画します。

事業所数は、平成20年9月現在、5カ所(うち市内4カ所)ですが、6カ所で見込みます。

訪問入浴の利用実人数・延回数推移と見込み(人・回/月)



〔提供体制の確保策〕

既存の実施事業所によるサービスの提供を図るとともに、需要動向をみながら、新規参入を促進していきます。

(10) タクシー料金助成事業(地)

〔サービス内容〕

タクシー料金助成事業は、身体障がい者手帳1～3級、療育手帳A・B、精神障がい者保健福祉手帳1・2級の方に、1枚500円相当のタクシー利用券を月4枚(最重度障がい者は6枚)支給する事業です。

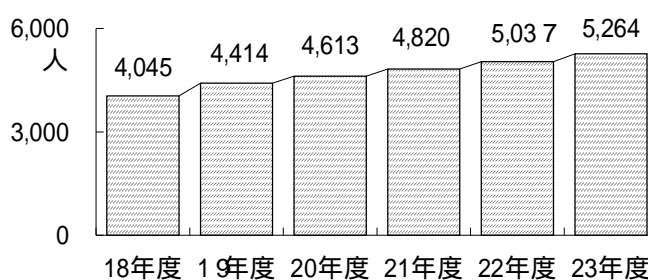
〔事業量見込み〕

平成23年度の年間の利用実人数を5,264人と見込みます。

〔提供体制の確保策〕

今後も当該事業を継続していきます。

タクシー料金助成事業の利用実人数の推移と見込み(人/年)



(11) その他の在宅生活支援(地)

地域生活支援事業によるその他の在宅生活支援として、「生活サポート事業」、「福祉機器リサイクル事業」、「住宅改修費助成事業」、「点字・声の広報等発行事業」を推進します。〔事業量見込み〕・〔提供体制の確保策〕については、現事業を継続していきます。

2 日中活動への支援

日中活動を支援するため、介護・見守り的なサービスや、生活自立に向けたリハビリテーションを行うサービス、就労訓練や福祉的就労を行うサービスなど、以下のサービスを提供します。

(1) 介護・見守りサービス

生活介護・療養介護（介）

〔サービス内容〕

生活介護は、「常に介護を必要とする障がい者」に、「食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供する通所サービス」です。

療養介護は、「長期入院中で常に医療と介護の両方が必要な方へ日中活動の場を提供するサービス」です。

生活介護・療養介護サービスの内容

名称	対象者	内容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者のうち、 4歳以下の場合、障がい程度区分3以上（施設入所は区分4以上） 5歳以上の場合、障がい程度区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ALS患者など、呼吸管理を行っており、障がい程度区分6の方 筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障がい程度区分5以上の方	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行う

〔事業量見込み〕

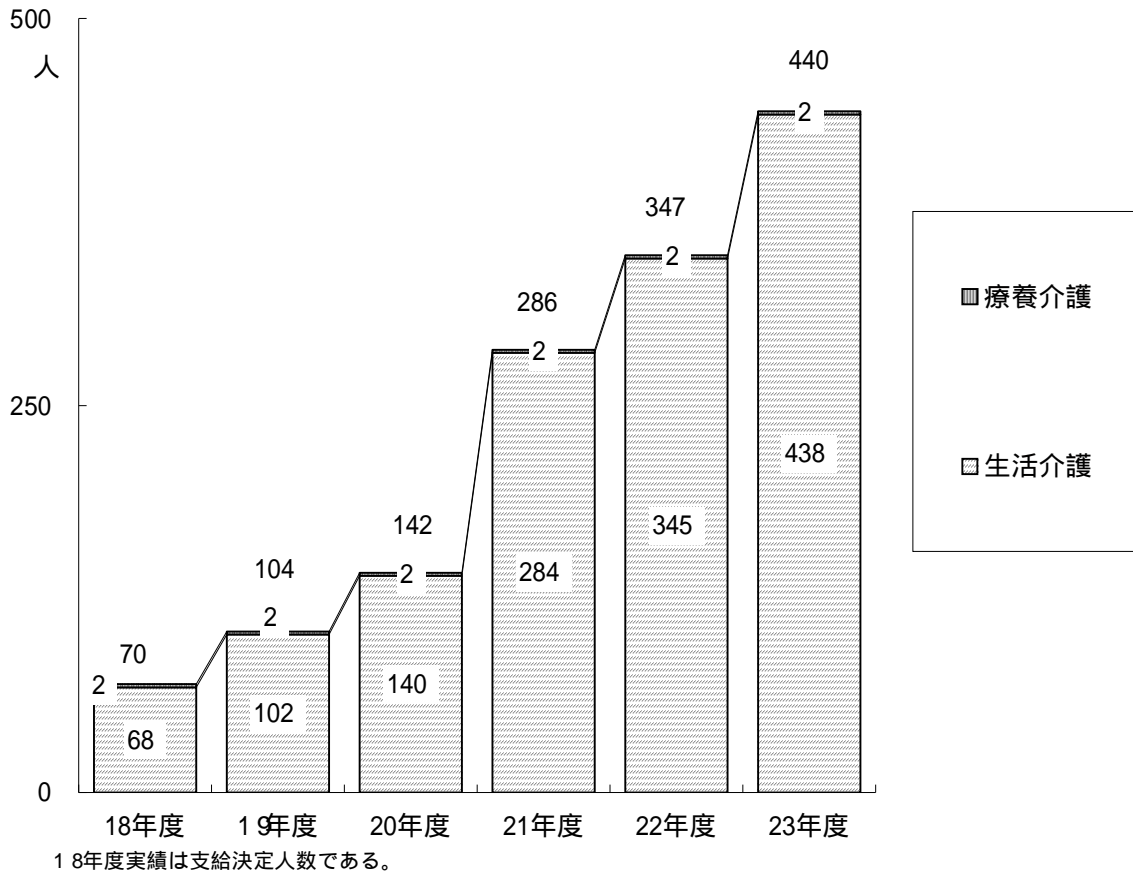
平成23年度の1カ月分の事業量は、生活介護が438人、8,580人日分、療養介護が2人、62人日分と計画します。

市内の生活介護事業所は、平成21年1月現在、8カ所ですが、平成21年度は11事業所、平成22年度は13事業所、平成23年度は14事業所と見込みます。

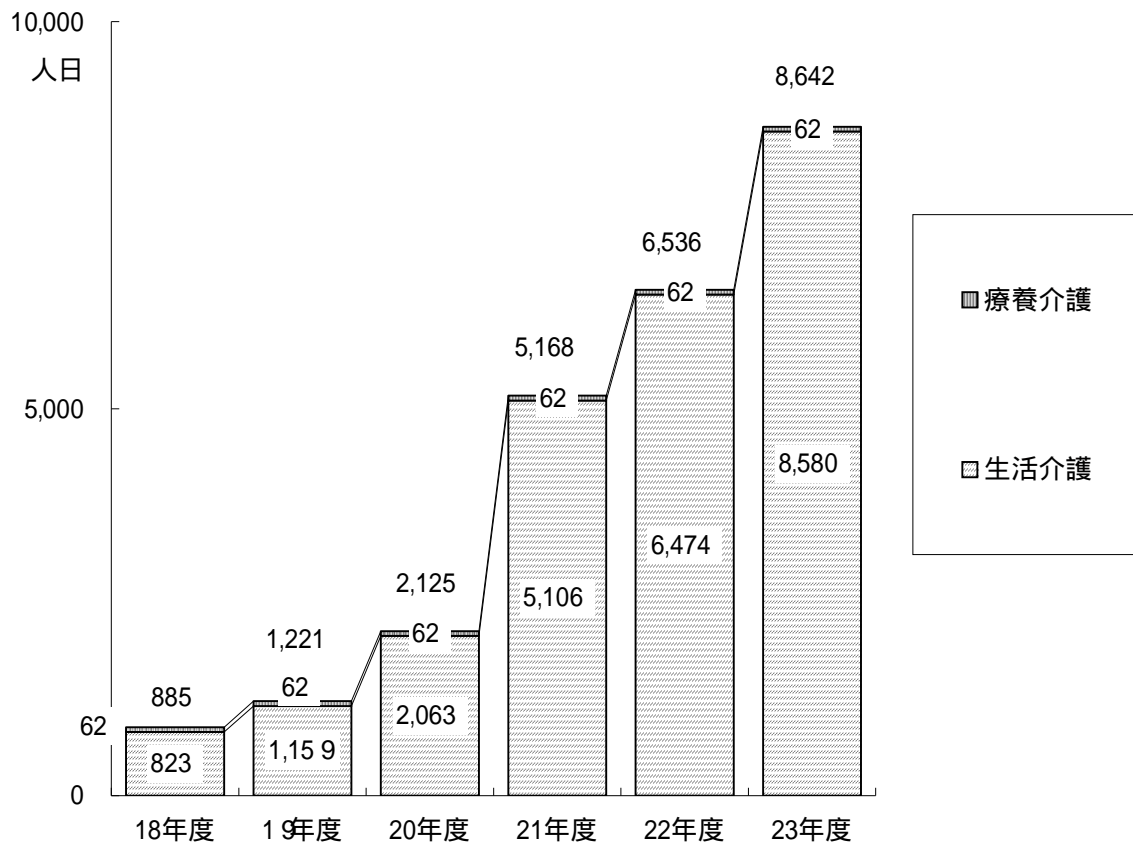
〔提供体制の確保策〕

施設利用者のニーズや、施設運営法人の意向を尊重しつつ、県と連携しながら、既存施設の新体系への移行と当該サービスの実施を促進していきます。

生活介護・療養介護の利用実人数の推移と見込み（人／月）



生活介護・療養介護の利用延日数の推移と見込み（人日／月）



児童デイサービス(介)

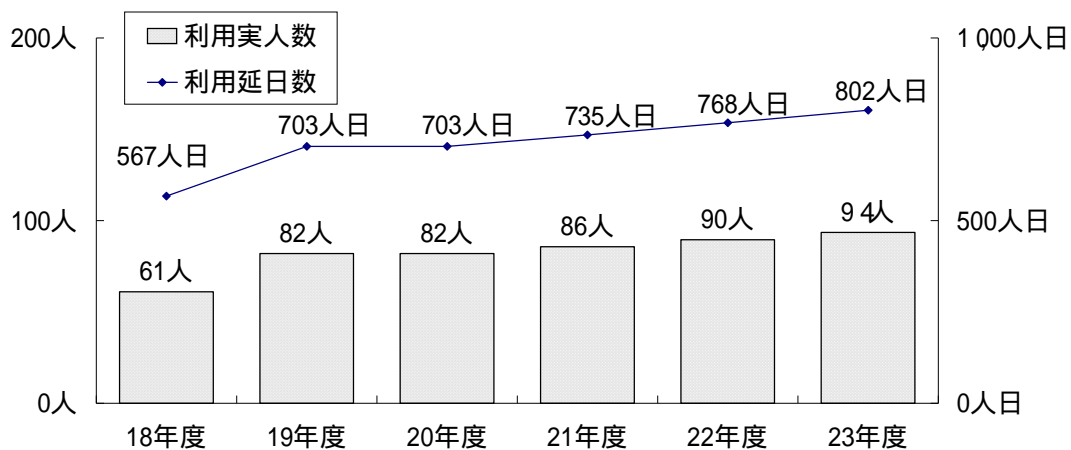
〔サービス内容〕

児童デイサービスは、「療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある18歳未満の障がい児」を対象に、「日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行うサービス」です。市内の児童デイサービス事業所は、平成20年9月現在、めばえの家があります。

〔事業量見込み〕

平成23年度の1カ月分の事業量は、94人、802人日分と計画します。めばえの家の定員については、施設整備により30名から40名へ拡大します。

児童デイサービスの利用実人数・延日数の推移と見込み(人・人日/月)



〔提供体制の確保策〕

めばえの家での提供体制の充実に努めるとともに、当該事業への新規参入を促進していきます。

日中一時支援事業（地）

〔サービス内容〕

「日中一時支援事業」は、障害者自立支援法により、障がい児の学童保育的な事業である「障がい児タイムケア事業」と、「日中の日帰りショートステイ」が統合されてできた事業です。障がい児や知的障がい者を対象に、日中活動の場の提供を旧法施設等に委託して実施します。

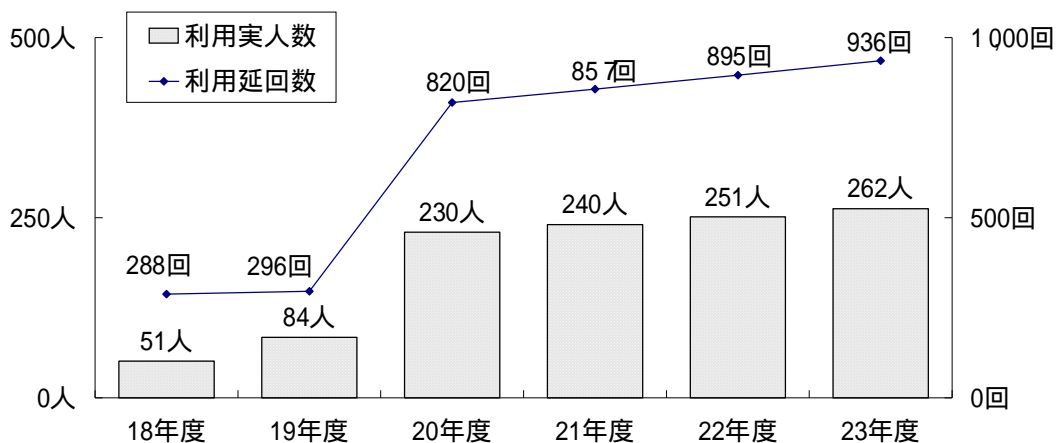
本市では、平成19年度まで、「障がい児タイムケア事業」を市単独事業として継続実施してきましたが、平成20年度から、この事業についても「日中一時支援事業」に統合しました。

〔事業量見込み〕

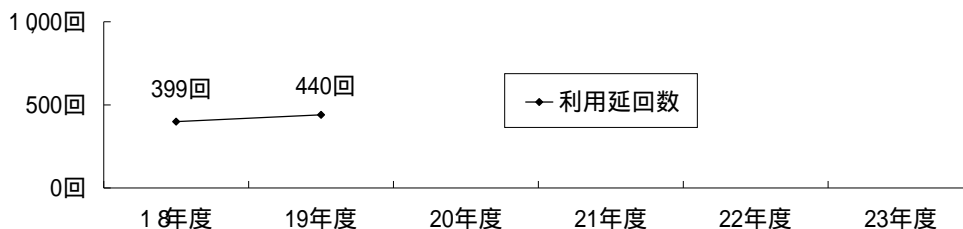
平成23年度の1カ月分の事業量は、262人、936回と計画します。

市外も含めた本市の指定日中一時支援事業所は、平成20年9月現在、20カ所（うち市内10カ所）ありますが、平成23年度に23カ所に拡大するものと見込みます。

日中一時支援の利用実人数・延回数推移と見込み（人・回/月）



〔参考〕障がい児タイムケアの利用延回数の推移（回/月）



〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、需要の伸びに応じて、提供量の拡大や新規事業参入を促進していきます。

障がい児サマースクール事業（地）

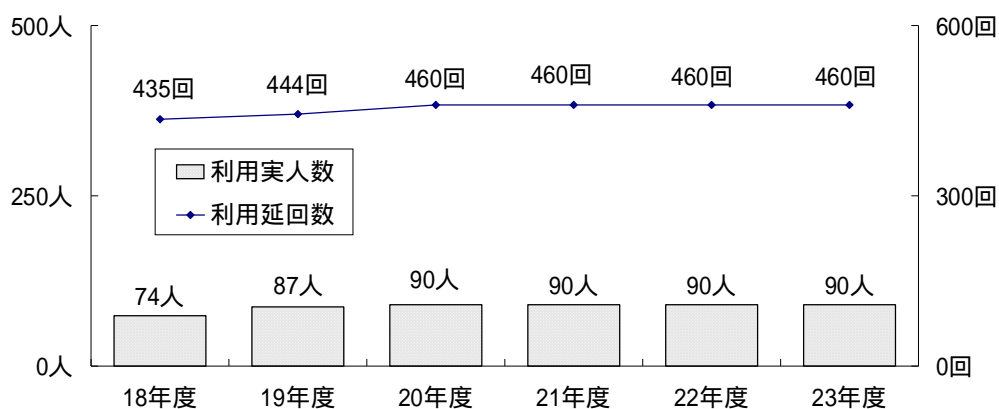
〔サービス内容〕

「障がい児サマースクール事業」は、障がい者手帳をもつ小学生が夏季休暇時に康生の保健センターに通い、児童の発育促進と家族の介護負担の軽減を図る事業です。

〔事業量見込み〕

平成23年度の事業量は、90人、460回と計画します。

障がい児サマースクール事業の利用実人数・延回数推移と見込み（人・回/月）



〔提供体制の確保策〕

現行の提供体制の確保を図ります。

(2) 生活自立に向けたリハビリテーションサービス(訓)

〔サービス内容〕

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、「入所施設や医療機関の退所・退院者や盲・ろう・養護学校卒業者」などを対象に、「地域生活への移行を図る上で必要な、身体的リハビリテーションや生活リハビリテーションを行うサービス」です。

自立訓練サービスの内容

名称	対象者	内容	利用期間
機能訓練	<p>入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方</p> <p>盲・ろう・養護学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方</p>	<p>地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行う</p>	18か月以内
生活訓練	<p>入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方</p> <p>養護学校卒業者や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方</p>	<p>地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う</p>	24か月以内(長期入所者の場合は36か月以内)

〔事業量見込み〕

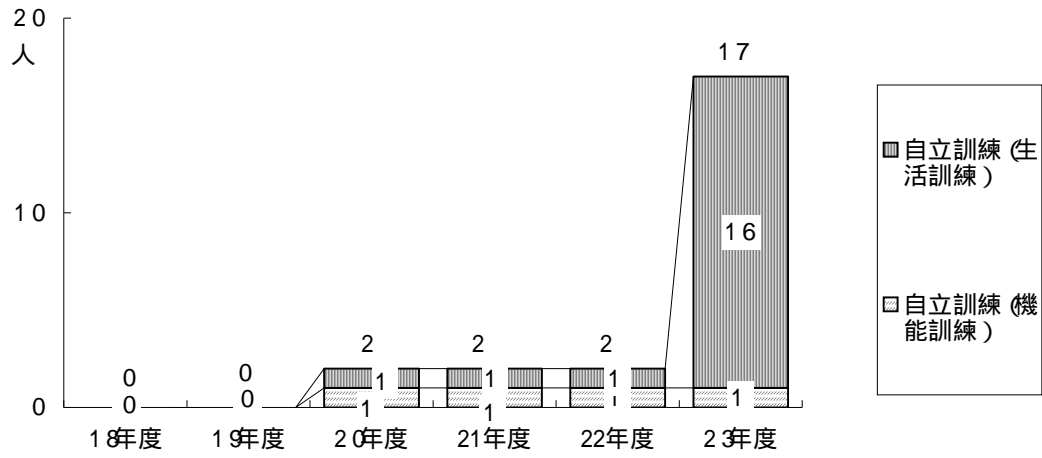
平成23年度の1カ月分の事業量は、援護寮・通勤寮の同サービスへの移行を見込み、機能訓練が1人、18人日分、生活訓練が16人、351人日分と計画します。

市内の指定事業所は、平成23年度に「自立訓練(生活訓練)」は2カ所と見込みます。自立訓練（機能訓練）実施事業所は市外を想定します。

〔提供体制の確保策〕

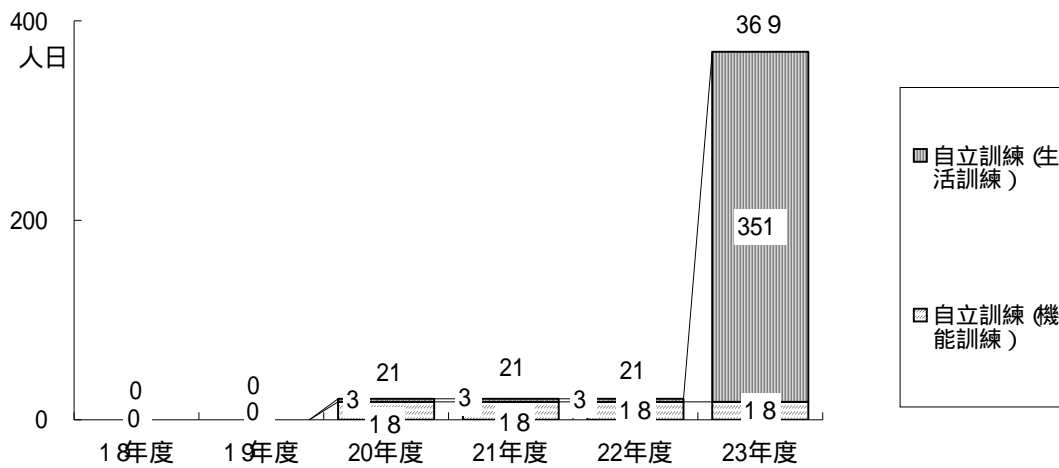
市内の旧法施設が新体系へ移行する際、当該サービスを実施することを積極的に促進していきます。

自立訓練の利用実人数の推移と見込み（人/月）



18年度実績は支給決定人数である。

自立訓練の利用延日数の推移と見込み（人日/月）



(3) 就労訓練・福祉的就労サービス

就労移行支援・就労継続支援（訓）

〔サービス内容〕

自立支援給付による「就労訓練・福祉的就労サービス」として、「就労移行支援」、「就労継続支援 A 型」、「就労継続支援 B 型」があります。

「就労移行支援」、「就労継続支援 A 型」は、雇用契約に基づくサービスで、「就労継続支援 B 型」は雇用契約に基づかないサービスです。

また、「就労移行支援」は終期を24か月以内と設定し、終了後の一般就労に向けた支援をより強化したサービスです。

就労移行支援・就労継続支援サービスの内容

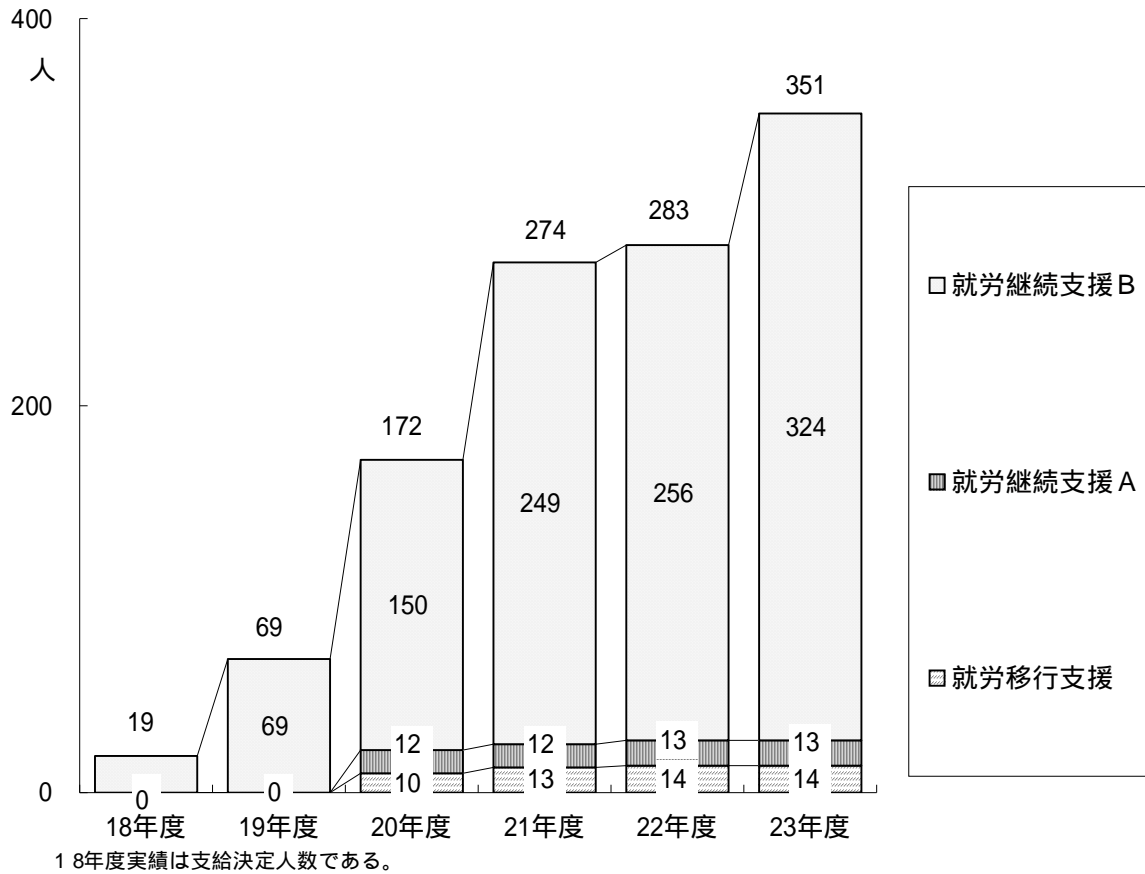
名称	主な対象者	内容
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方	事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行う（利用期間24か月以内）
就労継続支援（A型＝雇用型）	就労移行支援を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった方 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方 就労経験のある方で、現在雇用関係がない方	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供 一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う
就労継続支援（B型＝非雇用型）	企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった方 50歳に達している方 試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された方	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない） 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う

〔事業量見込み〕

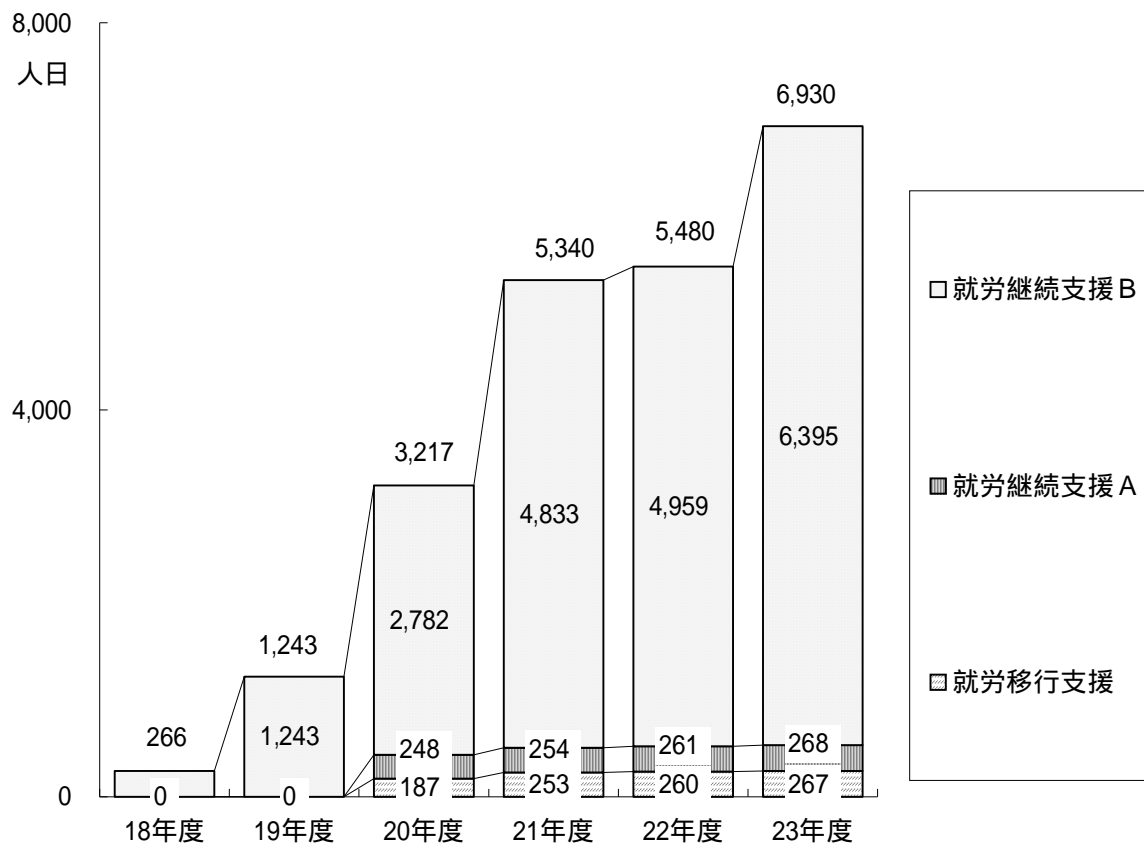
平成23年度の1カ月分の事業量は、「就労移行支援」が14人、267人日、「就労継続支援 A 型」が13人、268人日、「就労継続支援 B 型」が324人、6,395人日と計画します。

市内の指定事業所は、平成21年1月現在、「就労移行支援」が2カ所、「就労継続支援 A 型」が0カ所、「就労継続支援 B 型」が8カ所ですが、平成23年度には、「就労移行支援」は4カ所、「就労継続支援 B 型」は12カ所と見込みます。

就労移行支援・就労継続支援の利用実人数の推移と見込み（人／月）



就労移行支援・就労継続支援の利用延日数の推移と見込み（人日／月）



〔提供体制の確保策〕

事業所や県、ハローワークなどと連携しながら、既存施設の新体系への移行と当該サービスの実施を促進していきます。

地域活動支援センター事業(地)

〔サービス内容〕

地域活動支援センターは、「一般就労が難しい障がい者」に、「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。旧法上の障がい者デイサービスセンター、精神障がい者地域生活支援センターや、小規模作業所からの移行を想定して創設されたもので、本市においても岡崎市福祉の村の「友愛の家」が地域活動支援センター型へ、社会福祉法人愛恵協会が運営する「地域生活支援センター山中」が地域活動支援センター型に移行しています。

地域活動支援センター事業の区分

区分	事業内容等	職員配置	利用定員
基礎的な事業	創作的活動、生産活動、社会との交流の促進	2名以上 (うち1名は専従)	特になし
機能強化事業	型 専門職員を配置し、医療・福祉関係機関や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域における市民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などを行う	基礎的な事業の職員の他に1名以上を配置し、うち2名以上が常勤。	1日あたりの実利用人員が概ね20名以上
	型 在宅の障がいのある人のうち、地域での就労が困難な人が通所し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを受ける	基礎的な事業の職員の他に1名以上を配置し、うち1名以上が常勤。	1日あたりの実利用人数が概ね15名以上
	型 これまでの小規模作業所を想定した上乘せな機能強化。小規模作業所としての運営実績が5年以上であることが要件	基礎的な事業の職員のうち1名以上が常勤。	1日あたりの実利用人員が概ね10名以上

国庫補助は統合補助金であるため、この区分は、国庫補助の要件ではない。

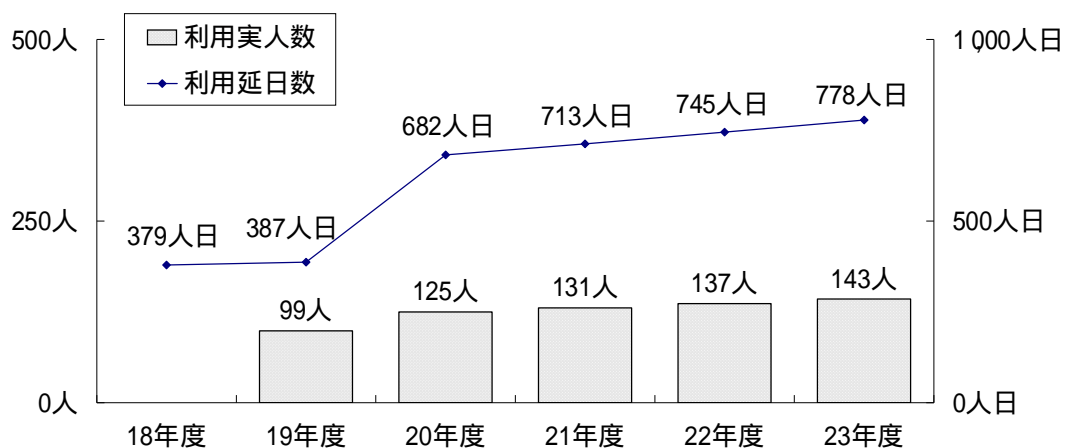
〔事業量見込み〕

平成23年度の1カ月分の事業量は、「基礎的な事業」が143人、778人日、「機能強化事業」が139人、534人日と計画します。事業所は、平成20年9月現在、2カ所ありますが、現行程度で見込みます。

〔提供体制の確保策〕

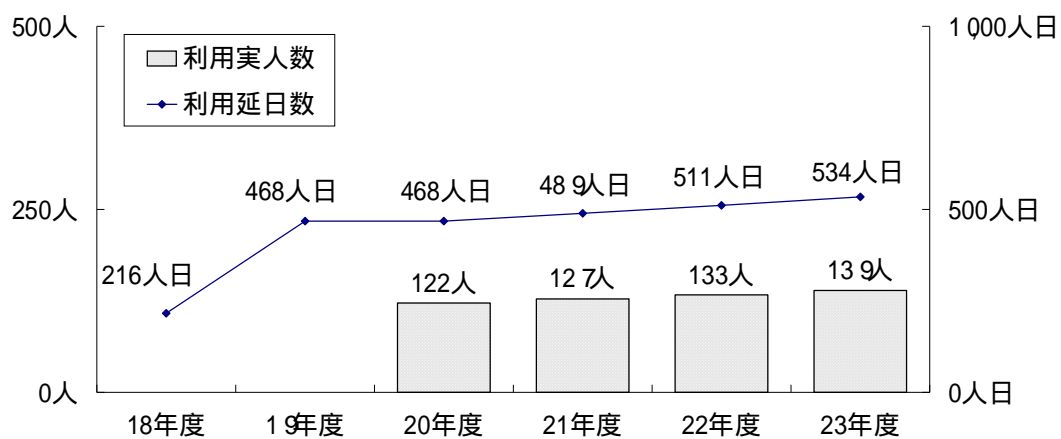
適切な事業運営を促進するとともに、他の参入意向についても積極的に受け入れていくよう努めます。

地域活動支援センター基礎的事業の利用実人数・延日数の推移と見込み（人・人日/月）



18年度の1月あたりの利用実人数はデータなし。

地域活動支援センター機能強化事業の利用実人数・延日数の推移と見込み（人・人日/月）



18、19年度の1月あたりの利用実人数はデータなし。

(4) 旧法に基づく日中活動支援サービス

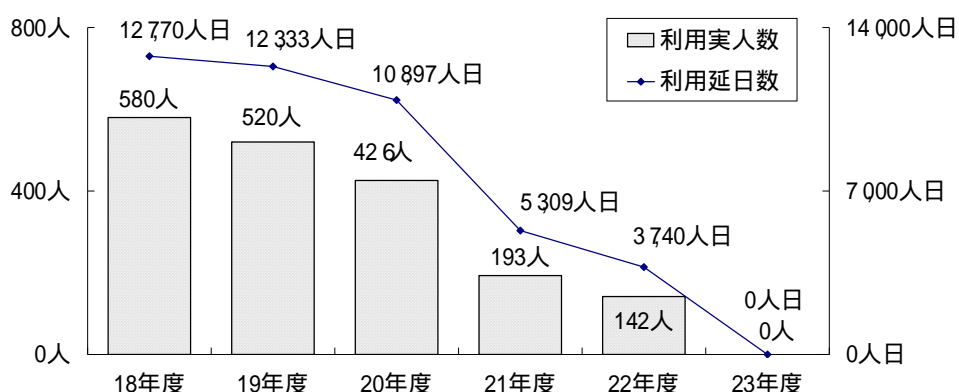
〔サービス内容〕

障害者自立支援法施行以前から設置されている施設については、平成23年度末まで、旧法に基づくサービスを実施できる経過措置があります。

〔事業量見込み〕

旧法に基づく日中活動支援サービスは、新法施設への移行に伴い、平成24年3月にはなくなるものと計画します。

旧法に基づく日中活動支援サービスの利用実人数・延日数の推移と見込み（人・人日/月）



〔提供体制の確保策〕

経過措置を利用する施設の意向に十分配慮するとともに、新体系サービスへの円滑な移行を促進していきます。

(5) その他の日中活動支援(地)

地域生活支援事業によるその他の日中活動支援として、「スポーツ・レクリエーション事業」、「芸術・文化講座開催等事業」、「全国ろうあ者体育大会補助事業」、「自動車改造助成事業」、「自動車運転免許取得費助成事業」を推進します。

〔事業量見込み〕・〔提供体制の確保策〕については、現事業を継続していきます。

3 居住の場への支援

(1) 施設入所支援(介)

〔サービス内容〕

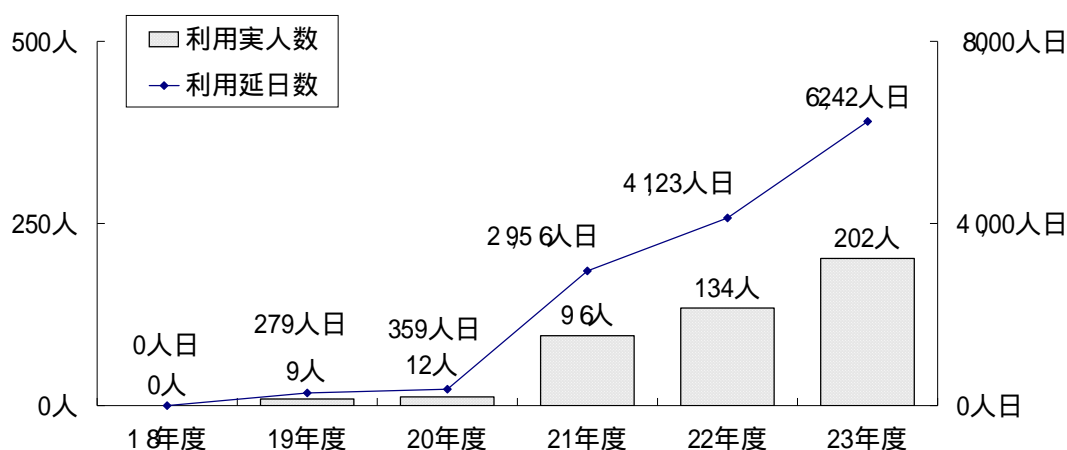
障害者自立支援法の施行により、施設入所は、住まい(夜)のサービスである「施設入所支援」と、日中活動とに分かれました。

「施設入所支援」の対象者は、「生活介護利用者のうち、障がい程度区分4以上の方(50歳以上の場合は区分3以上)、自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方」となり、自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されています。

〔事業量見込み〕

平成23年度の1カ月分の事業量は、202人、6,242人日と計画します。

施設入所支援の利用実人数・延日数の推移と見込み(人・人日/月)



〔提供体制の確保策〕

経過措置を利用する施設の意向に十分配慮するとともに、新体系サービスへの円滑な移行を促進していきます。

(2) 共同生活援助(訓)・共同生活介護(介)

〔サービス内容〕

知的障がい者や精神障がい者が、就労や日中活動を行いながら、共同で生活する場として、訓練等給付の「共同生活援助(グループホーム)」と、介護給付の「共同生活介護(ケアホーム)」があります。「共同生活介護(ケアホーム)」は障がい程度区分2以上の介護が必要な方が利用します。

障害者自立支援法上の共同生活援助・共同生活介護の内容

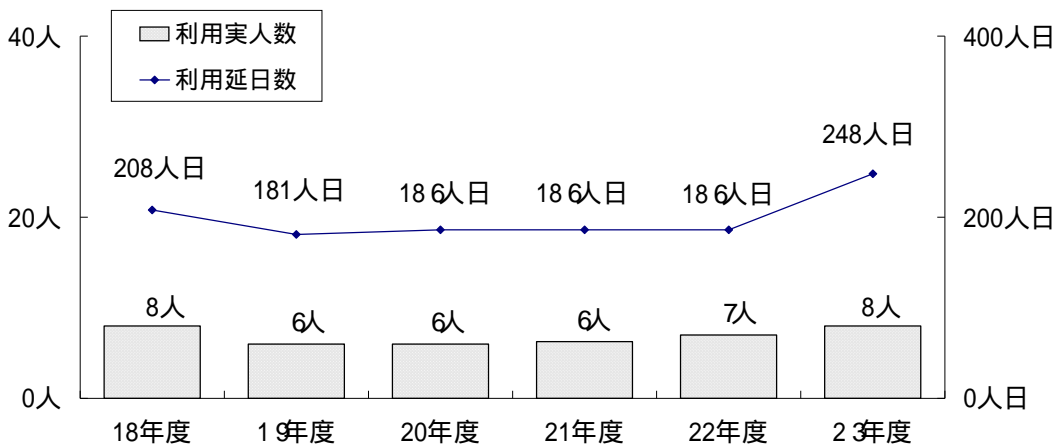
名称	主な対象者	内容
共同生活援助 (グループホーム) (訓)	「就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している障がい者」で、「地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な方」	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行う
共同生活介護 (ケアホーム) (介)	「生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者」で、「地域で自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする」「障がい程度区分2以上」の方	共同生活援助のサービスに加え介護を行う

〔事業量見込み〕

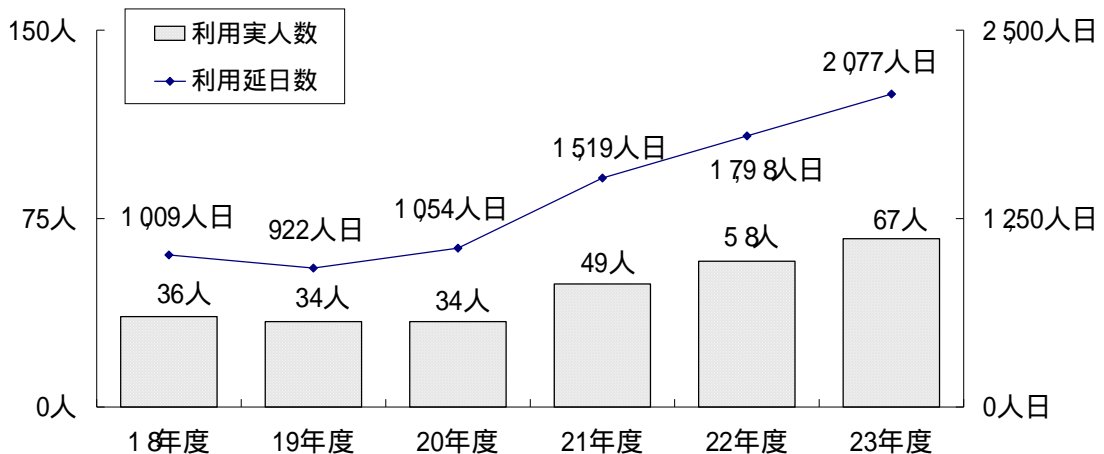
平成23年度の1カ月分の事業量は、「共同生活援助」が8人、248人日、「共同生活介護」が67人、2,077人日と計画します。

市内の力所数は、平成21年1月現在、10力所ありますが、平成23年度には17力所と見込みます。

共同生活援助の利用実人数・延日数の推移と見込み(人・人日/月)



共同生活介護の利用実人数・延日数の推移と見込み(人・人日/月)



〔提供体制の確保策〕

今後、身体障がい者が新たに利用対象に加わることや、施設入所者や長期入院者の在宅移行などによる利用の伸びが想定されるため、既存のホームの拡充や、新規事業参入を積極的に促進していきます。

(3) 旧法に基づく施設入所サービス

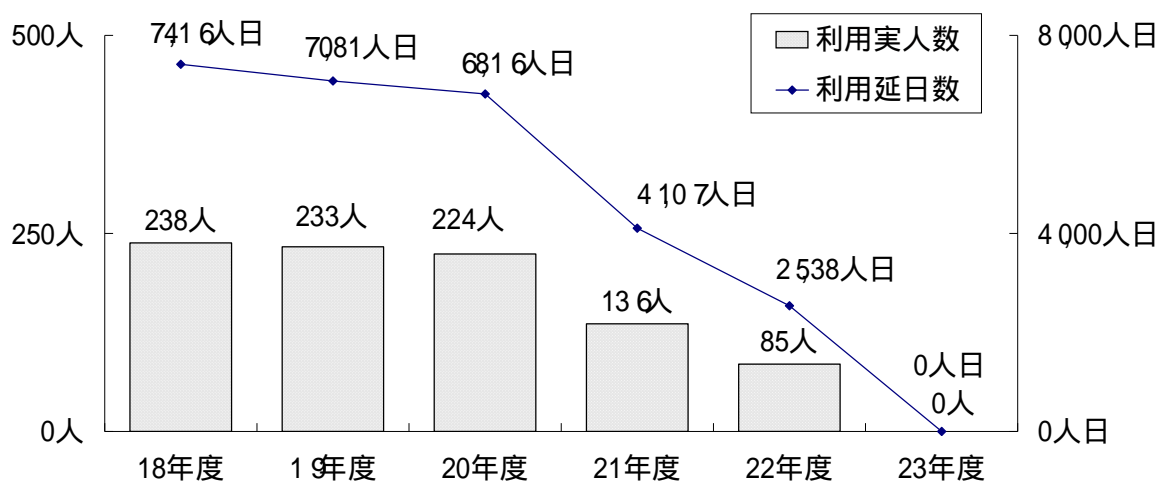
〔サービス内容〕

障害者自立支援法施行以前から設置されている施設については、平成23年度末まで、旧法に基づくサービスを実施できる経過措置があります。

〔事業量見込み〕

旧法に基づく施設入所サービスは、円滑な新体系への移行が進んだという前提に立ち、平成24年3月にはなくなるものと計画します。

旧法に基づく施設入所サービスの利用実人数・延日数の推移と見込み（人・人日/月）



〔提供体制の確保策〕

経過措置を利用する施設の意向に十分配慮するとともに、新体系サービスへの円滑な移行を促進していきます。

(4) その他の居住の場への支援(地)

地域生活支援事業によるその他の居住の場への支援として、岡崎市福祉の村みのりの家における「障がい者自立生活訓練事業」を推進します。

〔事業量見込み〕・〔提供体制の確保策〕については、現事業を継続していきます。

第6章 円滑な推進に向けた方策

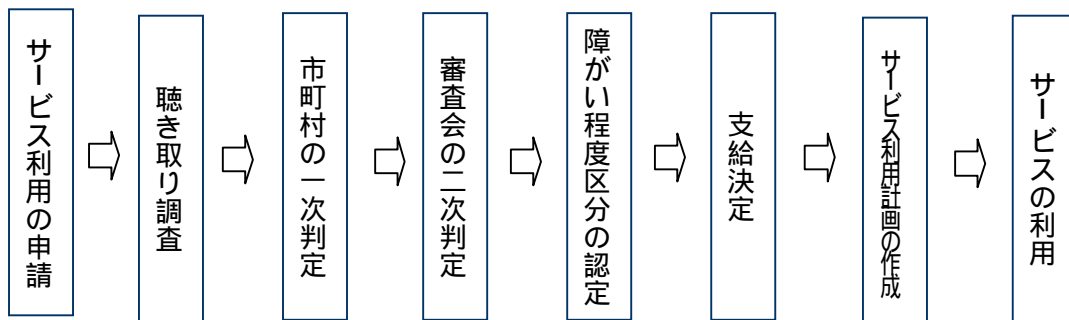
第1節 適切な障がい程度区分認定の実施

障害者自立支援法に基づく自立支援給付を利用するには、支援費制度と同様に、「支給決定」(サービス受給者証の発行)を受けることが必要ですが、18歳以上の方については、その前に、市から「障がい程度区分の認定」(区分1～6の6段階)を受けるしくみが障害者自立支援法により導入されました。

障がい者からのサービス利用の申請に基づき、市または委託先の相談支援事業者が心身の状況に関する106項目の「障がい程度区分認定調査」を障がい者に対して行い、その内容に基づき、市で「一次判定」を、障がい程度区分認定審査会で「二次判定」を行い、「障がい程度区分」が確定します。その後、障がい者本人のサービス利用意向などをもとに市で「支給決定」を行い、障がい者が「サービス利用計画」に基づいてサービスを利用するしくみです。

こうしたしくみについて、市内の障がい者や家族などへの周知に努めるとともに、調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と、障がい者のニーズに応じた支給決定に努めていきます。

サービスの申請から利用までの概略



「訓練等給付」のみを利用する場合は「二次判定」はない。
「訓練等給付」では、正式な「支給決定」の前に「暫定支給決定」を行い、訓練を実際に行い本人の意思などを確認したのち正式な「支給決定」となる。

第2節 低所得者に配慮した利用者負担のしくみづくり

自立支援給付の利用にあたっては、長期的に安定して障がい者を支える必要性から、サービス利用費の1割の自己負担が制度化されました。また、法施行前においては、食費や光熱水費は、グループホームでは負担があり、施設の入所や通所などでは負担がありませんでしたが、自己負担が必要になりました。低所得者の負担を軽減するために、法施行当初から、月額上限設定や、高額障がい福祉サービス費、入所施設の補足

給付などが制度化されています。また、法施行後も「特別対策」や「緊急措置」が実施されています。

こうした制度について、市内の障がい者や家族などへの十分な周知に努めます。

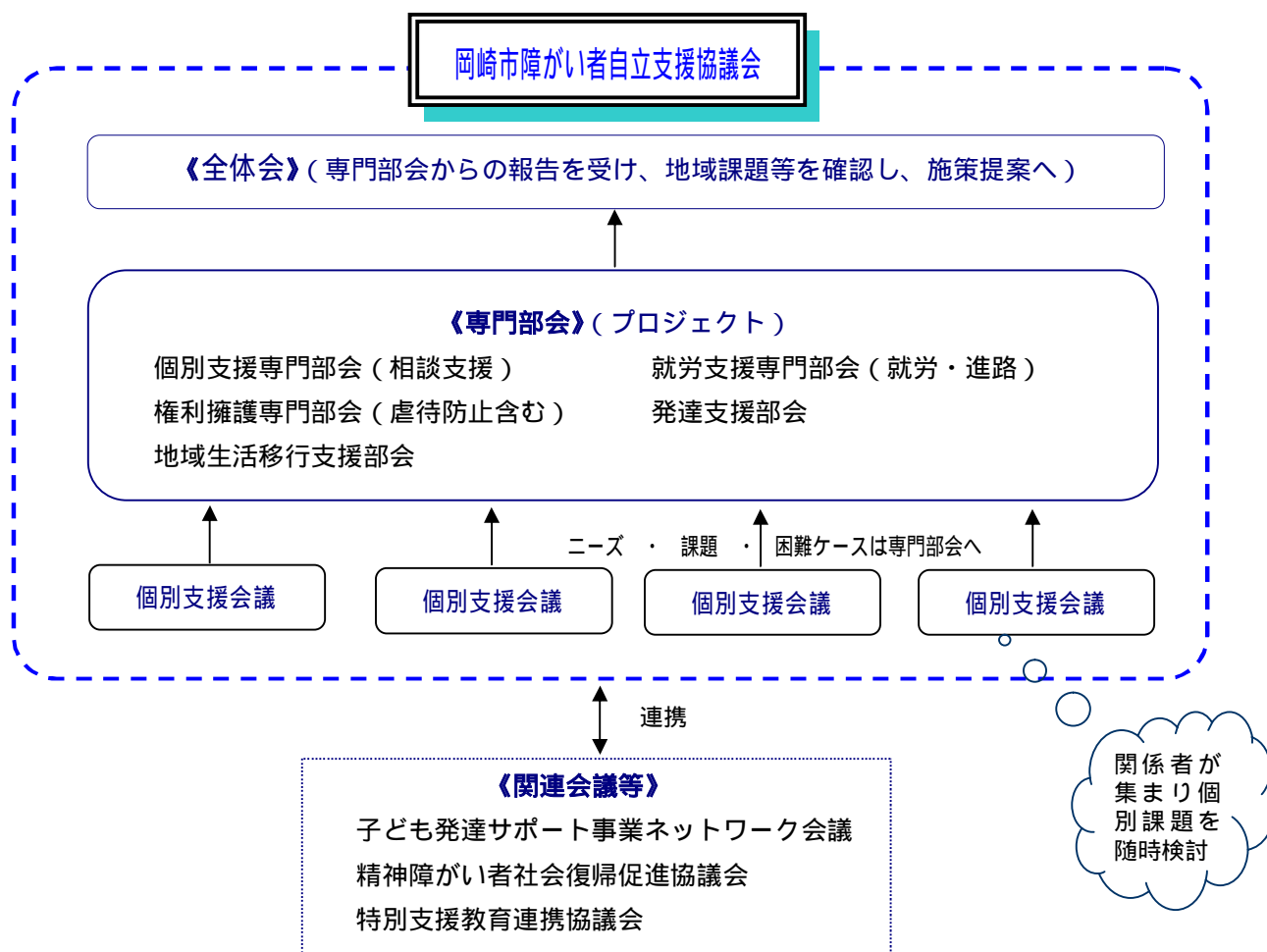
また、地域生活支援事業の各種サービスについては、市町村が裁量的に自己負担額を決めることができます。自立支援給付との整合や、近隣市町との均衡を図りながら、低所得者への配慮した運用を図っていきます。

第3節 地域自立支援協議会の円滑な運営

障がい者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。

そのためには、市、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

「障がい者自立支援協議会」を中心に、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援、発達支援などの様々な課題について、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っています。



第4節 計画達成状況の点検・評価、進行管理体制の確立

本市には、社会福祉関連施策の諮問機関として「岡崎市社会福祉審議会」(全体会・障がい者福祉専門分科会)が、障害者自立支援法上のサービスを円滑に推進する協議機関として「岡崎市障がい者自立支援協議会」(全体会・個別支援専門部会・就労支援専門部会・その他専門部会)が、発達障がい児への支援策等の協議機関として「岡崎市特別支援教育連携協議会」が、障がい者の雇用促進策等の協議機関として「岡崎市雇用対策協議会」があります。

障がい者や関係団体の代表、公募市民、サービス事業所の保健・医療・福祉専門職、学識経験者、市関係部局の担当者等で構成されるこれらの会議において、本計画の達成状況の点検と評価、進行管理を行っていきます。

参考資料

1 西三河南部圏域の目標値

愛知県第2期障害福祉計画による西三河南部圏域の目標値は以下の通りです。

西三河南部圏域

岡崎市・碧南市・刈谷市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・一色町・吉良町・幡豆町・幸田町

人口・人口密度（平成20年4月）

総人口	65歳以上	人口密度
1,082,763人	179,508人	1,343人/km ²

障がい者手帳保持者数（平成20年4月）と公費負担の通院者数（平成20年3月末）

区分	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者 保健福祉手帳	精神障がい に係る公費負担 の通院者数
(人)	29,285	5,551	3,725	8,152

自立支援給付のサービス事業量の実績と見込み

サービス名	実績		目標		単位
	19年度	21年度	22年度	23年度	
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障がい者等包括支援	11,077	14,100	15,331	16,548	延時間/月
	-	641	707	761	実人/月
生活介護	2,742	11,328	14,237	25,559	延人日/月
	-	616	751	1,290	実人/月
自立訓練（機能訓練）	17	100	100	146	延人日/月
	-	6	6	9	実人/月
自立訓練（生活訓練）	21	258	572	1,256	延人日/月
	-	14	29	62	実人/月
就労移行支援	315	1,499	2,155	3,322	延人日/月
	-	81	111	173	実人/月
就労継続支援（A型）（雇成型）	223	951	1,078	1,229	延人日/月
	-	47	53	59	実人/月
就労継続支援（B型）（非雇成型）	1,568	7,051	8,969	14,235	延人日/月
	-	383	477	754	実人/月
療養介護	5	5	5	6	実人/月
児童デイサービス	1,409	1,735	1,845	1,921	延人日/月
	-	204	213	222	実人/月
短期入所	1,053	1,269	1,349	1,494	延人日/月
	-	242	258	286	実人/月
共同生活援助・共同生活介護	156	208	234	282	実人/月
施設入所支援（新体系）	30	273	359	589	実人/月

2 計画策定の経過

日付	会議等	内容
H20.5.22	第1回策定委員会	(1)委員長・副委員長選出 (2)障がい者基本計画・障がい福祉計画の実施状況 (3)今後のスケジュールについて
H20.7.10	岡崎市福祉の村施設視察	策定委員が岡崎市福祉の村施設視察により現状を把握
H20.7.23 ～ H20.7.31	アンケート調査実施	障がい者施策に関するニーズ等を把握するため実施
H20.7.28 ～ H20.8.8	事業所等及び障がい者団体等ヒアリング	障がい者施策に関するニーズ等を把握するため実施
H20.8.28	第2回策定委員会	(1)5月からの経緯 (2)アンケート中間報告・ヒアリング結果報告 (3)計画への課題検討 (4)素案作成への意見
H20.9.25 ～ H20.9.26	庁内各課ヒアリング	現計画の検証と新規計画の調査のため実施 (関係課等 11カ所)
H20.10.30	第3回策定委員会	(1)素案「基本理念・基本目標」について (2)素案「重点的な取り組み」について (3)素案「施策の体系」について (4)障がい福祉計画の数値について
H20.11.20	第4回策定委員会	(1)第3次岡崎市障がい者基本計画素案「施策体系」について (2)第2期岡崎市障がい福祉計画素案について
H20.12.18	第5回策定委員会	(1)第3次岡崎市障がい者基本計画素案「修正点」について (2)第2期岡崎市障がい福祉計画素案について
H20.12.22 ～ H21.1.22	パブリックコメント	(1)意見提出人数 15人 (2)意見提出件数 65件
H21.1.29	第6回策定委員会	(1)前回会議からの修正点について (2)パブリックコメント結果について (3)数値目標について
H21.2.19	第7回策定委員会	(1)第3次岡崎市障がい者基本計画最終案について (2)第2期岡崎市障がい福祉計画最終案について

3 委員名簿

岡崎市障がい者基本計画改定及び岡崎市障がい福祉計画策定委員会委員名簿

役職	氏名	備考
委員長	<small>キマタ カズミ</small> 木全 和巳	日本福祉大学 教授
委員	<small>ヤマオカ トオル</small> 山岡 亨	愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園 指導課長
委員	<small>カガ トキオ</small> 加賀 時男	岡崎市障がい者福祉団体連合会 会長
委員	<small>カナヤマ ハルコ</small> 金山 春子	岡崎市手をつなぐ育成会 会長
委員	<small>ナカムラ カツミ</small> 中村 克美	岡崎地域精神障害者家族会 会長
委員	<small>タケナカ ヒデヒコ</small> 竹中 秀彦	京ヶ峰岡田病院 P S W部 部長
委員	<small>オオハマ トシヒロ</small> 大浜 寿博	岡崎市医師会 副会長
委員	<small>マルヤマ タケシ</small> 丸山 健	岡崎歯科医師会 理事
委員	<small>ヒロセ タカオ</small> 広瀬 貴雄	愛知県西三河福祉相談センター センター長
委員	<small>オダ キクオ</small> 織田 喜久雄	岡崎市社会福祉協議会 事務局長
委員	<small>カミヤ ユキオ</small> 神谷 行夫	岡崎公共職業安定所 所長
委員	<small>ミウラ ヒロユキ</small> 三浦 博幸	社会福祉法人愛恵協会 理事
委員	<small>スズキ タカミツ</small> 鈴木 孝光	岡崎自立生活センターぴあはうす 理事長
委員	<small>イタクラ ケイゾウ</small> 板倉 敬三	専門委員
委員	<small>スミダ コ</small> 住田 ひろ子	専門委員
委員	<small>ハタ ノ ヒロコ</small> 羽田野 裕子	専門委員

任期：平成20年5月22日～平成21年3月31日

第 2 期
岡崎市障がい福祉計画

発行年月：平成 21 年 3 月
発行：岡崎市障害福祉課
〒444-8601 愛知県岡崎市十王町 2 丁目 9 番地
TEL: 0564-23-6155 FAX: 0564-25-7650